

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)</p> <p>添付資料34 審査ガイドとの整合性（耐津波設計方針）</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>II・耐津波設計方針</p> <p>I. 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の設置許可段階の耐津波設計方針に関する審査において、審査官等が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）（以下「設置許可基準規則及び同規則の解釈」という。）の趣旨を十分踏まえ、耐津波設計方針の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする。</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設に適用される。なお、本ガイドの基本的な考え方は、原子力関係施設及びその他の原子炉施設にも参考となるものである。</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <p>添付資料4-1 審査ガイドとの整合性（耐津波設計方針）</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>II・耐津波設計方針</p> <p>I. 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の設置許可段階の耐津波設計方針に関する審査において、審査官等が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）（以下「設置許可基準規則及び同規則の解釈」という。）の趣旨を十分踏まえ、耐津波設計方針の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする。</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設に適用される。なお、本ガイドの基本的な考え方は、原子力関係施設及びその他の原子炉施設にも参考となるものである。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>添付資料24 審査ガイドとの整合性（耐津波設計方針）</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>II・耐津波設計方針</p> <p>I. 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の設置許可段階の耐津波設計方針に関する審査において、審査官等が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）（以下「設置許可基準規則及び同規則の解釈」という。）の趣旨を十分踏まえ、耐津波設計方針の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする。</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設に適用される。なお、本ガイドの基本的な考え方は、原子力関係施設及びその他の原子炉施設にも参考となるものである。</p>	<p>備考</p>
---	--	---	-----------

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 〔第5条 津波による損傷の防止 別添1 添付資料24〕

2. 基本方針	2.1 基本方針の概要 原子炉施設の耐津波設計の基本方針については、『重要な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与える可能性がある津波（基準津波）に対して、その安全機能を維持すること』である。この基本方針に関して、施設に大きな影響を与えるおそれがある津波に対する安全性を考慮する必要があることと定めている。
(1) 津波の敷地への流入防止	(1) 耐津波の敷地へ有する施設の設置された敷地において、基準津波による海上波を地上海部から到達、流入させない。
(2) 漏水による安全機能への影響防止	(2) 漏水による安全機能への影響防止 取水・放水施設、地下部において、漏水による影響を考慮することにより津波による影響等から隔離すること。
(3) 津波防護の多重化	(3) 津波防護の多重化 上記2.方針のほか、重要な安全機能を有する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。
(4) 水位低下による安全機能への影響防止	(4) 水位低下による安全機能への影響防止 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する。

2. 基本方針	2.1 基本方針の概要 原子炉施設の耐津波設計の基本方針については、『重要な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与える可能性がある津波（基準津波）に対して、その安全機能を維持すること』である。この基本方針に関して、施設に大きな影響を与えるおそれがある津波に対する安全性を考慮する必要があることと定めている。
(1) 津波の敷地への流入防止	(1) 津波の敷地への流入防止 重要な安全機能を有する施設の設置された敷地において、基準津波による漏水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する。
(2) 漏水による安全機能への影響防止	(2) 漏水による安全機能への影響防止 取水・放水施設、地下部において、漏水による影響を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する。
(3) 津波防護の多重化	(3) 津波防護の多重化 上記2.方針のほか、重要な安全機能を有する施設についてでは、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。

2. 基本方針	2.1 基本方針の概要 東海第二発電所の耐津波設計方針については、『重要な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある津波（基準津波）に対して、その安全機能を維持すること』としている。
(1) 津波の敷地への流入防止	(1) 津波の敷地への流入防止 設計基準対象施設の津波防護対象設備について、漏水による安全機能への影響を考慮の上、漏水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する。
(2) 漏水による安全機能への影響防止	(2) 漏水による安全機能への影響防止 取水・放水施設、地下部において、漏水による影響を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する。
(3) 津波防護の多重化	(3) 津波防護の多重化 上記2.方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画における津波による影響等から隔離すること。

設置許可基準規則／解説、 審査ガイドに係る要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの種別内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
ため、以下の方針にすること。 ①～③ (省略) 三上記の第一に規定するもの地、Sクラスに属する施設については、漏水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。そのため、Sクラスに属する施設を内包する建屋及び区画については、漏水防護対象範囲として明確化することとともに、津波による漏水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保証的に入定し、上部、浸水が該当点で津波への浸入可能性のある経路及び排水口（廻り戸口等）を特定し、それに対して浸水対策を施すこと。 四水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能の影響を防止すること。そのため、非常時海水冷却系については、基準津波による水位の低下して海水ポンプが機能保持できること、また、基準津波による水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能の影響を防止すること。そのため、非常時海水冷却系については、海水ポンプが機能保持できること、また、基準津波による水位の低下して海水ポンプが機能保持できること。 五～七 (省略)			

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド		
本ガイドの項目と設置許可基準規則及び同規則の解説の関係を 以下に示す。		
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針との適合状況	柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況
1. 総則	規則	重大事故等対応施設に係る設置許可基準規則第三章第四十条に準じて、規則に定められた第二章第五条と同じ規定に準じ、同設計方針のもと設計を行うこととし、適合状況を記載する。
1.1 目的	—	—
1.2 通用範囲	—	—
2. 基本方針	—	—
2.1 構造	—	—
2.2 安全審査範囲及び事項	—	—
3. 基本事項	—	—
3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び 施設の配置等	第二章 第五条 3-①	重大事故等対応施設に係る設置許可基準規則第三章第四十条に準じて、規則に定められた第二章第五条と同じ規定に準じ、同設計方針のもと設計を行うこととし、適合状況を記載する。
3.2 基準津波による敷地及び敷地周辺の 浸水域	第二章 第五条 3-②	—
3.3 入口津波の設定	第二章 第五条 3-③	—
3.4 津波影響方針の審査にあたつての 考慮事項	第二章 第五条 3-④	—
4. 浸波防護方針	—	—
4.1 敷地の特性に応じた基本方針	第二章 第五条 3-⑤	—
4.2 敷地への洪水防止(外部防護)	第二章 第五条 3-⑥	—
4.3 洪水による重要な安全機能への影響 防止(外部防護)	第二章 第五条 3-⑦	—
4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離 (内部防護)	第二章 第五条 3-⑧	—
4.5 水位変動に伴う取水水位以下の影響	第二章 第五条 3-⑨	—
4.6 津波警報	第二章 第五条 3-⑩	—
5. 施設・設備の設計の方針及び条件	—	—
5.1 津波防護施設の設計	第二章 第五条 3-⑪	—
5.2 洪水防止設備の設計	第二章 第五条 3-⑫	—
5.3 津波監視設備の設計	第二章 第五条 3-⑬	—
5.4 津波防護施設、浸水防止設備等の設計 における検討事項	第二章 第五条 3-⑭	—

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド		
東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況		
基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイド II. 耐津波設計方針	設置許可基準 規則 解説(別記3)	設置許可基準 規則 解説(別記3)
1. 総則	—	—
1.1 目的	—	—
1.2 通用範囲	—	—
2. 基本方針	—	—
2.1 構造	—	—
2.2 安全審査範囲及び事項	—	—
3. 基本事項	—	—
3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び 施設の配置等	第二章 第五条 3-①	第二章 第五条 3-①
3.2 基準津波による敷地及び敷地周辺の 浸水域	第二章 第五条 3-②	第二章 第五条 3-②
3.3 入口津波の設定	第二章 第五条 3-③	第二章 第五条 3-③
3.4 津波防護方針にあたつての考 慮事項(水位変動)	第二章 第五条 3-④	第二章 第五条 3-④
4. 津波防護方針	—	—
4.1 敷地の特性に応じた基本方針	第二章 第五条 3-⑤	第二章 第五条 3-⑤
4.2 敷地への洪水防止(外部防護)	第二章 第五条 3-⑥	第二章 第五条 3-⑥
4.3 洪水による重要な安全機能への影響 防止(外部防護)	第二章 第五条 3-⑦	第二章 第五条 3-⑦
4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離 (内部防護)	第二章 第五条 3-⑧	第二章 第五条 3-⑧
4.5 水位変動に伴う取水水位以下の影響	第二章 第五条 3-⑨	第二章 第五条 3-⑨
4.6 津波警報	—	—
5. 施設・設備の設計の方針及び条件	—	—
5.1 津波防護施設の設計	第二章 第五条 3-⑩	第二章 第五条 3-⑩
5.2 浸水防止設備の設計	第二章 第五条 3-⑪	第二章 第五条 3-⑪
5.3 津波監視設備の設計	第二章 第五条 3-⑫	第二章 第五条 3-⑫
5.4 津波防護施設、浸水防止設備等の設計 における検討事項	第二章 第五条 3-⑬	第二章 第五条 3-⑬

島根原子力発電所 2号炉		
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの概要内容	適合のための対応状況
設置許可基準規則／解説／解説(別記3)	ブレイブディーゼル発電機(燃料移送系)及び排気 筒をEL.+8.5mの敷地に設置する。地下下流水槽水栓箱の海水ポンプはEL.+8.5mの敷 地下流水槽水栓面より+1.1mに設置する。	適合のための対応状況
審査ガイドの要件事項	③津波防護施設(防潮堤、防潮壁等) ④浸水防止設備(海水原等) *	⑤津波監視設備として、排気筒EL.+64.0m及び 3号半側防護壁上部EL.15.0mに津波監視カメラ を設置する。また、EL.+8.5mの敷地の海水槽 床、床延長部分を設置する。さらに、地盤によ り被覆した場合には浸水防護重点範囲(津波が波 入する可能性のある区域)に対して隔壁井及び配管 の設置する。海水槽の床(排気筒開口部)に泄止 壁を設置する。タービン建物(耐震Sクリア)の設備 を設置する。また、EL.+8.5mの敷地の海水槽 床、床延長部分を設置する。さらに、地盤によ り被覆した場合には浸水防護重点範囲(津波が波 入する可能性のある区域)に対して隔壁井及び配管 の設置する。海水槽及びターピングラス の設置するエリフ)の設置する。
	※ 基本設計方針等が特定されているもの ⑥ 敷地内(防潮堤外側)の地上の建物・構築 物等(一般建物、鉄塔、タンク等) ⑦ 敷地周辺の人工構造物の位置、形状等 の位置、形状等 ⑧ 周辺施設(サイト内及びサイト外)	⑥ 敷地内(防潮堤外側)の地上の建物・構築 物等(一般建物、鉄塔、タンク等) ⑦ 敷地周辺の人工構造物の位置、形状等 の位置、形状等 ⑧ 周辺施設(サイト内及びサイト外)

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>2.2 安全審査範囲及び事項</p> <p>設置許可に係る安全審査においては、基本設計段階における審査として、主に、基本事項、津波防護方針の妥当性について確認する。施設・設備の設計において確認することとする。</p> <p>津波に対する設計方針に係る安全審査内容は以下のとおりである。</p> <p>(1) 基本事項 略 (3.項)</p> <p>(2) 津波防護方針 略 (4.項)</p> <p>(3) 施設・設備の設計方針 略 (5.項)</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>2.2 安全審査範囲及び事項</p> <p>設置許可に係る安全審査においては、基本設計段階における審査として、主に、基本事項、津波防護方針の妥当性について確認する。施設・設備の設計において確認することとする。津波に対する設計方針に係る安全審査の範囲を表-1に示す。</p> <p>それぞれの審査事項ごとの審査内容は以下のとおりである。</p> <p>(1) 基本事項 略 (3.項)</p> <p>(2) 津波防護方針 略 (4.項)</p> <p>(3) 施設・設備の設計方針 略 (5.項)</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>2.2 安全審査範囲及び事項</p> <p>設置許可に係る安全審査においては、基本設計段階における審査として、主に、基本事項、津波防護方針の妥当性について確認する。施設・設備の設計において確認することとする。津波に対する設計方針に係る安全審査の範囲を表-1に示す。</p> <p>それぞれの審査事項ごとの審査内容は以下のとおりである。</p> <p>(1) 基本事項 略 (3.項)</p> <p>(2) 津波防護方針 略 (4.項)</p> <p>(3) 施設・設備の設計方針 略 (5.項)</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>2.2 安全審査範囲及び事項</p> <p>設置許可に係る安全審査においては、基本設計段階における審査として、主に、基本事項、津波防護方針の妥当性について確認する。施設・設備の設計において確認することとする。津波に対する設計方針に係る安全審査の範囲を表-1に示す。</p> <p>それぞれの審査事項ごとの審査内容は以下のとおりである。</p> <p>(1) 基本事項 略 (3.項)</p> <p>(2) 津波防護方針 略 (4.項)</p> <p>(3) 施設・設備の設計方針 略 (5.項)</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況
なお、耐津波設計において、対象となる施設・設備の意味及び 例は以下のとおりである。	例は以下のとおりである。
津波防護施設、浸水防止設備： 防震 S クラス※ の施設に対して津波 による影響が発生することを防止する施設・設備	津波防護施設として、防潮堤、盛り土構造物、防潮壁等。
津波防護施設として、防潮堤、盛り土構造物、防潮壁等。 浸水防止設備として、水密扉、堅床の開口部・貫通部の浸水対 策設備（止水板、シール処理）等。	津波監視設備： 動地における津波監視機能を有する設備 例： 津波監視設備として、動地の潮位計及び取水ピット水位計、並 びに津波の襲来状況を把握できる屋外監視カメラ等。
津波警報施設、設備： 津波防護施設、浸水防止設備への波力によ る影響を軽減する効果が期待される施設・設備	津波警報施設として、港湾部の防波堤等。 ※ 地震により発生する可能性のある安全機能の喪失及びそれに 続く環境への放射線による影響を防止する観点から、重要な安 全機能を有する施設

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況

表-1 津波に対する設計方針に係る安全審査の範囲

大項目	中項目	審査事項	審査内容
(1)基本 事項	(1)敷地の地形 施設の配置等	—	範囲： 範囲： ◎
	(2)敷地面積の 選定・選水場	—	評価の妥当性
	(3)入力津波	—	◎
	(4)水位変動、地震動	—	考慮の妥当性 選定
(2)津波 防護 方針	(1)基本方針	施設の特性に応じた 選水区域の考え方	◎
	②外郭防護1	施設の選水経路・対策 選水経路・対策	◎ ◎
		津波防護施設設 置位置	◎
		津水防止設備 ^a	○
(3)外郭防護2	津水経路	津水経路・対策 の方法	○
		津水防止設備 ^a	○
	④内郭防護	津波防護重点化地区 ^b 津水防止設備 ^c	○ ○
		津水防止設備 ^c	○
(4)津波防 護方針	心海式ポンプ排水性 能	安全機能保持の判断 評価の妥当性	◎
	⑤津波監視	津波警報設備 ^d	○
		荷役設備	○
		荷役機合せ 荷役器具	○
(5)設計 方針	①津波防護施設 ^e	荷役設備 ^f	○ ○ ○ ○
	②津波防止設備 ^e	荷役器具	○
	③津波警報設備 ^d	荷上	○
	④港池物販貯蔵 ^g	荷上	○
(6)津波監 視方針	津波警報設備 ^d	荷上	○
	⑤津波影 響評価 ^h	荷上	○

※ 1 安全審査で妥当性を確認（段書の詳細は工事計画認可で確認）

※ 2 仕様、構造、設備等の詳細については、基本設計段階では規定していない

ことから、詳細設計段階で確認

※ 3 施設、設備毎の具体的な設計方針、検討方針・構造・強度について

は、工事計画認可において確認

※ 4 施設、設備の構造・強度については、工事計画認可に応じて確認

相模刈羽発電所 6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況					
長-1 津波に対する設計方針に係る審査ガイド					
大項目	中項目	審査印原	審査の範囲	確認内容	
(1) 基本項目	①被曝地帯の範囲の 配置等	-	-	◎	正確な実測値
	②被曝地帯の週囲・ 浸水域	-	-	◎	正確な実測値
	③人・物質、 水の変動	-	-	◎	考慮の妥当性
(2) 内部遮断方針	①基本方針	被曝地帯に応じた 津波防護の考え方	-	◎	考慮の妥当性
	②外避難道 1	海水への対策 泥入り野菜・対策	-	◎	経路・対策の 妥当性
	③外避難道 2	海水防護施設 海水防護施設 海水防護施設 海水防護施設 海水防護施設	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	位置・仕組 設置の方針 構造・範囲・対策 の妥当性
(3) 海上防護	④内離脱	海水防護施設	-	○	船上における 構造及び 構造及び
	⑤海上じごく取扱い	安全地帯移出の実績	-	◎	計画的妥当性
	⑥社資保護	津波警報の実績 構造化させ 計画実績	-	○ ○ ○	設置の方針 それぞれの効果
(4) 設計方針	①津波防護施設	同上	-	○	同上
	②浸水耐性設備	同上	-	○	同上
	③津波防護施設	同上	-	○	設置の方針
(5) 施設・設備	④配管等	-	-	○	設置の方針
	⑤内蔵構造物	-	-	○	設置の方針
	⑥内蔵構造物	-	-	○	設置の方針
※1 ○ 安全基準を達成するための確認（設計の詳細は工事計画認可書参照）					
○ 安全基準を達成するための確認（設計の詳細は工事計画認可書参照）					
※2 仕様、配置等の詳細については、基本設計段階では検討していないことから、詳細な計画段階で 確認					
※3 施設・設備等の具体的な設計方針、検討方針、構造・強度については、工事計画認可に おいて確認					
※4 施設・設備の構造・強度については、工事計画認可において確認					

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
3. 基本事項	3. 基本事項
3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等
(1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の存在	<p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の存在</p> <p>真海第二発電所を設置する敷地は、関東平野の北東端に位置し、敷地の東側は太平洋に面している。</p> <p>敷地の地形は、北側及び南側は海岸沿いに T.P. + 10m 程度の平地があり、敷地の西側は T.P. + 20m ~ T.P. + 25m 程度の平坦な台地となっている。</p> <p>また、発電所周辺の河川としては、敷地から北方約 2km のところに久慈川、南方約 3km のところに新川がある。</p> <p>敷地は、主に T.P. + 3m, T.P. + 8m, T.P. + 11m, T.P. + 23m 及び T.P. + 25m である。</p>
(2) 敷地における施設 (以下、例示) の位置、形状等	<p>(2) 敷地における施設 (以下、例示) の位置、形状等</p> <p>① 耐震 S クラスの設備を内包する建屋 ② 耐震 S クラスの屋外設備 ③ 津波防護施設 (防潮堤、防潮壁等) ④ 浸水防止設備 (水密扉等) ** ⑤ 津波監視設備 (潮位計、取水ビット水位計等) **</p> <p>* 基本設計段階で位置が特定されているもの ⑥ 敷地内 (防潮堤の外側) の海上域の建物・構築物等 (一</p>

設置計画基準規則／解釈、基準地図及し耐震設計方針に係る審査ガイドの要求事項	基準地図及び耐震設計方針に係る審査ガイドの権限内容	適合のための確認事項
<p>・敷地及び構造物の河川、水路の存在</p> <p>・陸上の地上・伝播の効果</p> <p>・伝播経路上の人工構造物</p>	<p>には、当該河川、水路による選択上、 選択上のリスクサイドが存在する上で、 状況にモデル化されている。</p> <p>④ 陸上の地上・伝播の効果について、海上、伝播 経路の状況に応じた解析モデルを作成 設定されているか。</p> <p>⑤ 基準地図上の人工構造物について、海上解析上、 影響を及ぼすものが考慮されているか、海上のメ ッシュタイプを踏まえ適切な形状にモデル化され ているか。</p>	<p>位置に佐川が存在するが、発電所とは標高150m 程度の山地で隔てられている。この状況から他の地へ の選択上に影響はない。また、H.L.+8.5m及びE.L. +16.0mの発電所内へ流入する水路はない。</p> <p>⑥ 海上・伝播経路性能に応じた解析モデル、解 析条件が適切に設定された海上のモデルを作成 する。</p> <p>⑦ モデル化の対象とする構造物は、耐震性や耐 波性を有する直立型人工構造物、及び構造物の側 面端部に影響を及ぼす傾斜型の人工構造物とする。その他の 津波伝播経路上の人工構造物については、構造物が 存在することで津波の遮蔽効果生じ、週上範 囲を過小評価する可能性があることから、週上界 所上、保守的な評価となるよう対象とする。</p> <p>なお、海上道路を整備する、あるいは津波伝播 経路の人工構造物である防波堤は、前進性が海浪 に対する影響ではないが、その存在を過上解析に考 慮する必要があることから、ここでは モデル化の対象とし、構造等が週上界に及ぼす影 響を検討する。人工構造物について、規模や形状 を考慮し、格子サイズ6.25mでモデル化する。</p> <p>② 敷地周辺の海上・浸水域の把握に当たっての考 慮事項については、以下のとおりである。</p> <p>① 敷地前面・前面及び敷地周辺の津波の侵入角度 及び速度、並びにそれの経時変化が想定される のか、また、敷地周辺の浸水域の寄せ波、引き波の 津波の海上・流下方向及びそれらの進路について留 意されているか。</p> <p>② 敷地周辺は津波侵入方向に正対した面における 敷地及び沿岸防護施設について、その構造高の分布 と敷地周辺の津波高の分布を比較し、海上 及び周辺に設置される構造物が津波に対する適性が考 慮が敷地前面にかかる影響についての検討がなされる。</p>

備考

3. 基本事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド
3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等敷地及び敷地周辺の図面等により、以下を示している。	3. 柏崎刈羽発電所 6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況 3.1 敷地及び敷地周辺の地形及び施設の配置等敷地及び敷地周辺の図面等により、以下を示している。 (1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の存在 柏崎刈羽原子力発電所の敷地は、新潟県の柏崎市及び刈羽村の海岸沿いに位置する。敷地の地形は日本海に面したなだらかな丘陵地である。その形状は、汀線を長軸とし、背面部境界の後続が北東ー南西の直線を呈した、海岸線と平行したほぼ半円形であり、中央に位置する造成地が北・東・南の三方を標高 20~30m 前後の丘陵に囲まれる形で日本海に臨んでいる。 敷地周辺の地形は、敷地の北側及び東側は寺泊・西山丘陵、中央丘陵は日本海に面した標高 150m 程度のなだらかな丘陵、中央丘陵は北北東ー南南西方向に連続する標高 300m 程度の丘陵であり、また、和崎平野は、磐石川、別山川等により形成された南北 15 km、東西 4km~7km の冲積平原であり、平野西側には磐底砂丘が分布している。 敷地周辺の河川としては、上流の別山川が敷地背面の柏崎平野を北東から南西へ流れ、また、敷地内に流入する河川は存在しない。 【別添1 II. 1.2(1)】
(2) 敷地における施設（以下、例示）の位置、形状等	【重大事故対応施設について】 常設設備、可搬型設備ともに所在が相崎刈羽原子力発電所敷地内であることを確認した。
① 耐震 S クラスの設備を内包する建屋	② 敷地における施設の位置、形状等 ① 6号及び7号炉の設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画としては原子炉建屋、タービン建屋、コントロール建屋

東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>3m の海水ポンプ室から T.P.+8m の原子炉建屋にかけて非常用海水系配管を設置する。非常用取水設備として、取水路、取水ビット及び海水ポンプ室から構成される取水構造物を設置する。</p> <p>③ 津波防護施設として、防潮堤及び防潮扉、放水路ゲート並びに構内排水路に対して逆流防止設備を設置する。また、残留熱除去系海水ポンプ、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高压炉心スライシングゼル発電機用海水ポンプ（以下「非常用海水ポンプ」という。）の取水性を確保するため、取水口前面の海中に貯留を設置する。</p> <p>④ 海水ポンプ室に設置する海水ポンプ室ケーブル点検口、T.P.+3m の敷地に設置する取水路の点検用開口部、T.P.+3.5m の敷地（放水路上版高さ）に設置する放水路ゲートの点検用開口部、T.P.+8m の敷地に設置する S.A. 用海水ビット上部の開口部及び T.P.+0.8m の緊急用海水ポンプ室に設置する緊急用海水ポンプビットの点検用開口部に対して浸水防止蓋を設置する。また、T.P.+0.8m の海水ポンプ室に設置する海水ポンプ室の取水ビット空気抜き配管に対して逆止弁並びに緊急用海水ポンプビットの緊急用海水ポンプグランードレン排出口、循環水ポンプ室の取水ビット空気抜き配管に対して逆止弁並びに緊急用海水ポンプグランードレン排出口及び緊急用海水ポンプグランードレン排出口を設置する。</p> <p>設置計画基準規則／解説、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容</p> <p>適合のための対応状況</p> <p>適合のための確認事項</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>設置計画基準規則／解説、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容</p> <p>適合のための対応状況</p> <p>適合のための確認事項</p>	<p>適合のための確認事項</p>

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>② 耐震Sクラスの屋外設備</p> <p>③ 津波防護施設（防潮堤、防潮壁等）</p> <p>④ 浸水防止設備（水密扉等）※</p> <p>※ 基本設計段階で位置が特定されているもの</p> <p>⑤ 津波監視設備（潮位計、取水ピット水位計等）※</p> <p>※ 基本設計段階で位置が特定されているもの</p> <p>⑥ 敷地内（防潮堤の外側）の週上域の建物・構築物等（一般建物、舞踏、タンク等）</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(3) 敷地周辺の人工構造物（以下は例示である。）の位置、形状等</p> <p>① 港湾施設（サイト内及びサイト外）</p> <p>② 河川堤防、海岸線の防波堤、防潮堤等</p> <p>③ 海上設置物（係留された船舶等）</p> <p>④ 週上域の建物・構築物等（一般建物、鉄塔、タンク等）</p>	<p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>（3）敷地周辺の人工構造物（以下は例示である。）の位置、形状等</p> <p>① 港湾施設として、敷地内は物揚げ岸壁、敷地外には北方約3kmに茨城港常陸那珂港区がある。また、北方約4.5kmに久慈漁港がある。</p> <p>② 敷地内の港湾施設には防波堤が設置されており、</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>
---	---	--	---------------------

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(3) 敷地周辺の人工構造物（以下は例示である。）の位置、形状等 ① 港湾施設（サイト内及びサイト外） ② 河川堤防、海岸線の防波堤、防潮堤等 ③ 海上設置物（係留された船舶等） ④ 週上城の建物・構築物等（一般建築物、鉄塔、タンク等） ⑤ 敷地前面海域における通過船舶</p> <p>(3) 敷地周辺の人工構造物（以下は例示である。）の位置、形状等 ① 港湾施設（サイト内及びサイト外） ② 河川堤防、海岸線の防波堤、防潮堤等 ③ 海上設置物（係留された船舶等） ④ 週上城の建物・構築物等（一般建築物、鉄塔、タンク等） ⑤ 敷地前面海域における通過船舶</p>	<p>柏崎刈羽発電所 6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>ること並びに可搬型設備については、大湊側敷地（T.M.L.S.+12m）以上との高さの敷地に保管することを確認した。</p> <p>(3) 敷地周辺の人工構造物の位置、形状等</p> <p>① 発電所の構内の主要な港湾施設としては、6、7号炉主要建屋の南方約800mの位置に物揚場があり、燃料等輸送船が不定期に停泊する。また、発電所の周辺の港湾施設としては、6、7号炉の南方約3kmには港湾施設はない。</p> <p>② 上記の荒浜漁港には防波堤が設置されている。</p> <p>③ 海上設置物としては、上記の荒浜漁港に小型の漁船、ブレジャーボートが約30隻、停泊している。また、定置網等の固定式漁具、浮筏、浮桟橋等の海上設置物は存在しない。</p> <p>④ 発電所周辺5km圏内の集落としては、発電所の南方に荒浜地区、松波地区が、また北方に大森地区、宮川地区、椎谷地区がある。また、他には6、7号炉の南方約2.5kmに研究施設があり、事務所等の建築物、タンクや貯槽等の構築物がある。</p> <p>⑤ 敷地前面海域を通過する船舶としては、海上保安庁の巡視船が、ポートホールををしている。他には定期船として、発電所から北東約30kmに赤泊～寺泊の航路が、南西約30kmに小木～直江津の航路が、北西約30kmに敦賀～新潟の航路があるが、発電所冲合30km圏内を通航するものはない。</p> <p>【別添1 II.1.2(3)】</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>⑤ 敷地前面海域における通過船舶</p> <p>3.2 基準津波による敷地周辺の週上・浸水域</p> <p>3.2.1 敷地周辺の週上・浸水域の評価</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>週上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した週上解析を実施して、週上波の回り込みを含め敷地への週上の可能性を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地及び敷地周辺の地形とその標高 ・ 敷地沿岸域の海底地形 ・ 津波の敷地への侵入角度 ・ 敷地周辺の河川、水路の存在 <p>3.2 基準津波による敷地周辺の週上・浸水域</p> <p>3.2.1 敷地周辺の週上・浸水域の評価</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>週上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した週上解析を実施して、週上波の回り込みを含め敷地への週上の可能性を検討する。また、基準地震動による被害を考慮した津波の週上に及ぼす影響について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地前面海域における通過船舶 ・ 敷地周辺の漁港 ・ 津波の週上・浸水域 	<p>適合のための審査項目</p> <p>適合のための審査項目</p> <p>基準許可基準規則／解説、審査ガイドの要求事項</p> <p>基準許可基準規則／解説、審査ガイドの要求事項</p> <p>条件として斜面崩壊無しの条件が加えて、敷地周辺の地すべり地形が明記されている他の斜面についても考慮する。さらに、発電所の防波堤については、敷地周辺に於ける損傷の可能性があることから、数箇箇所で調査を行い、防波堤が無くなる場合には津波の週上に対する影響を考慮する。これらの条件を考慮して、防波堤が無くなる場合シミュレーションを実施し、週上波の敷地への可能性を検討する。</p> <p>津波による地形の変化については、週上波が堤盤もしくはスリットあるいはコックリートで護岸されたり、アスファルト部で護岸があるところでは8.5mの流速を越える地点付近においてはシングリート式の対策を行うことから、津波が生じた際の津波遮断部の地山をせん断筋により、津波遮断力と比較して十分に大きくなり、津波による地山の健全性確保の見通しを確認している。これらのことがから、津波による地形の変化については考慮しない。</p> <p>なお、河川流域の変化を考慮した検討については、敷地周辺の河川が敷地から斜角約2kmに位置し、発電所は標高150m程度の山地に隔てられており、EL.-8.5m及びEL.+15.0mの発電所敷地から流入する水路はないことから検討を実施しない。</p> <p>(4) 基準地震動S.sに依る地盤変動について地盤変動が生じる可能性を踏まえ、入力津波高さへの影響を確認するため、数箇箇所で調査を行う。また、防波堤前面に存在する埋戻土（廃削アリ）及び砂礫層の堆積化による低下についても考慮する。</p> <p>(4) 地盤による地盤変動、斜面崩壊等の詳細については、適用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認する。</p>	

3.2 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況 3.2.1 敷地周辺の海上・浸水域の評価
【規制基準における要求事項等】 津波の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した海上解説を実施して、海上の回り込みを含め敷地への海上の可能性を検討すること。 ・敷地及び敷地周辺の地形とその標高 ・敷地沿岸域の海底地形 ・津波の敷地への侵入角度 ・敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在 ・陸上の海上・伝播の効果 ・伝播経路上の人工構造物	

【確認内容】

- (1) 上記の考慮事項に関して、海上解説（砂移動の評価を含む）の手法、データ及び条件を確認する。確認のポイントは以下のとおり。
 ① 敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、海上解説上、影響を及ぼすものが考慮されているか。海上域のメッシュサイズが十分か、また、適切な形状にモデル化されているか。
 ② 敷地沿岸域の海底地形の根拠が明示され、その根拠が信頼性を有するものか。
 ③ 敷地及び敷地周辺に河川、水路が存在する場合には、当該河川、水路による海上を考慮する上で、海上域のメッシュサイズが十分か、また、適切な形状にモデル化されているか。
 ④ 陸上の海上・伝播の効果について、海上、伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定されているか。
 ⑤ 伝播経路上の人工構造物について、海上解説上、影響を及ぼすものが考慮されているか。

【確認状況】

- (1) 上記の考慮事項に関して、海上解説（砂移動の評価を含む）の手法、データ及び条件を確認する。確認のポイントは以下のとおり。
 ① 敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在
 • 陸上の海上・伝播の効果
 • 伝播経路上の人工構造物

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

・陸上の海上・伝播の効果

・伝播経路上の人工構造物

【確認内容】

- (1) 上記の考慮事項に関して、海上解説（砂移動の評価を含む）の手法、データ及び条件を確認する。確認のポイントは以下のとおり。
 ① 敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、海上解説上、影響を及ぼす斜面や道路等の地形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮し、海上域のメッシュサイズ（5.0m）に合わせた形状にモデル化する。
 ② 敷地沿岸域による地形データ用をいる。また、取・放水路の諸元、敷地標高においては、発電所の竣工図等を使用する。
 ③ 発電所南西約5km地点に磐石川と別山川が存在するが、磐石川と磐地の間に地形的な高まりが認められることから、磐地への海上に影響することはない。
 ④ 陸上の海上・伝播の効果について、海上、伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件を適切に設定し、海上域モデルを作成する。
 ⑤ モデル化の対象とする構造物は、耐震性や耐津波性を有する恒設の

【確認状況】

- (1) 上記の考慮事項に関して、海上解説の手法、データ及び条件を以下のようにおり確認している。

設置許可基準規則／解説、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための確認状況 適合のための確認事項
--	--------------------------------	--------------------------

(2) 敷地周辺の海上・浸水域の把握に当たっての考慮事項に対する確認のポイントは以下のとおり。 ① 敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速度、並びにそれらの経時変化が把握されているか。また、敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の海上・流下方向及びそれらの速度について留意されているか。 ② 敷地前面又は津波侵入方向に正対した面における敷地及び津波防護施設について、その標高の分布と施設前面の津波の海上高さの分布を比較し、海上が敷地に到達・流入する可能性が考えられるか。 ③ 敷地及び敷地周辺の地形、標高の局所的な変化、並びに河川、水路等が津波の海上・流下方向に影響を与えるか、海上が敷地への回り込みの可能性が考えられるか。	(2) 敷地周辺の海上・浸水域の把握に当たって以下のとおり確認する。 ① 敷地周辺の海上・浸水域の把握に当たっては、敷地前面・側面及び陸上の海上・伝播効果について、海上・伝播経路の経時変化及び速度並びにそれらの速度について留意する。また、敷地周辺の津波の侵入角度及び速度を把握する。また、敷地周辺の津波の侵入角度及び速度を把握する。 ④ 陸上の海上・伝播効果について、海上・伝播経路の経時変化及び速度並びにそれらの速度について留意する。また、敷地周辺の津波の侵入角度及び速度を把握する。 ⑤ 伝播経路上の人工構造物について、図面を基に海上上部から到達・流入する可能性があるが、設計基準対象設備を内包する建屋及び区画の設置された敷地に海上高さが到達・流入する可能性はない。 ③ 敷地の地形、標高の局所的な変化等による海上の敷地への回り込みを考慮する。
--	--

(2) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
① 敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速度、並びにそれらの経時変化が把握されているか。また、敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の海上・流下方向及びそれらの速度について留意されているか。	(2) 敷地周辺の海上・浸水域の把握に当たって以下のとおり確認する。 ① 敷地周辺の海上・浸水域の把握に当たっては、敷地前面・側面及び陸上の海上・伝播効果について、海上・伝播経路の経時変化及び速度並びにそれらの速度について留意する。また、敷地周辺の津波の侵入角度及び速度を把握する。また、敷地周辺の津波の侵入角度及び速度を把握する。 ④ 陸上の海上・伝播効果について、海上・伝播経路の経時変化及び速度並びにそれらの速度について留意する。また、敷地周辺の津波の侵入角度及び速度を把握する。 ⑤ 伝播経路上の人工構造物について、図面を基に海上上部から到達・流入する可能性があるが、設計基準対象設備を内包する建屋及び区画の設置された敷地に海上高さが到達・流入する可能性はない。 ③ 敷地の地形、標高の局所的な変化等による海上の敷地への回り込みをする。

設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解説別記3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象設備の設計に当たっては、以下の手筋によること。 一～四（省略） 五 津波防護施設及び浸水防止設備について、入力津波施設の建設に対する取り扱いを中心に、津波の特性和浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設けるものを行う。以下同じ。）に対する時間変形及び津波防護施設が保証できること。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波防護機能が保持できること。そのため、以下の方面にあること。 ①（省略） ②入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表していること。（なお、開港場動等についても同様である。） ③津波の波源からの波源位置において算定される時間変形とする。数値計算によって算定された時間変形とすることは、津波の波源位置、津波の高さ、津波の速度等、津波の特性、河川の有無、陸上の海上・津波の地形、津波沿岸地の人工構造物等を考慮すること。また、津波による施設内局所的な海面の有無、津波の周期、津波の衝撃力等、着目する要素を考慮した上で、各施設・設備の構造・機能を検討すること。 ③～⑧（省略） 六～七（省略）	【津波ガイド：津波の設定】 3.3 入力津波の設定 基準津波からのおよびシミュレーションにより、各施設・設備等の位置において、海水面からの水位変動量の時間変形で設定すること。輸送港、貯水貯留等による局所的な海面振動の助長を考慮し、その結果を考慮する。 【津波ガイド：津波の設計】 3.3 入力津波の設計 基準津波からのおよびシミュレーションにより、各施設・設備等の位置において、海水面からの水位変動量を表す。谷筋の渦口、渓中央、渓末部、貯水貯留等による局所的な海面振動の助長を考慮し、その結果を考慮する。 具体的には、以下のとおり、入力津波を設定する。 （1）入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表す。谷筋の渦口、渓中央、渓末部の位置のほか、谷筋の伝播経路の下端が並びに谷筋の広がりを考慮する。 （2）入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表す。谷筋の渦口、渓中央、渓末部の位置のほか、谷筋の伝播経路の下端が並びに谷筋の広がりを考慮する。谷筋の渦口、渓中央、渓末部の位置のほか、谷筋の伝播経路の下端が並びに谷筋の広がりを考慮する。谷筋の渦口、渓中央、渓末部の位置のほか、谷筋の伝播経路の下端が並びに谷筋の広がりを考慮する。 （3）入力津波は各施設・設備の設計・評価に用いるものであることを念頭に、津波の高さ、津波の速度、津波の周期、津波の衝撃力等、着目する要素を考慮した上で、各施設・設備の構造・機能を検討すること。 津波モードに対する効果、浸水高、波圧、波压、流能力、浮力等）が安全側に評価されること。	（3）施設が海浜線の方向において広がりを有している場合（例えば敷地周辺の防潮堤、防潮壁）は、複数の位置において防潮堤の箇所の大きさを比較し、施設に最も大きな影響を及ぼす波形を入力津波として設定すること。	（3）施設が海浜線の方向において広がりを有している場合（例えば敷地周辺の防潮堤、防潮壁）は、複数の位置において防潮堤の箇所の大きさを比較し、施設に最も大きな影響を及ぼす波形を入力津波として設定すること。

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び津波設計方針による評価</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>(1) (3.2.1)の週上解析結果を踏まえ、週上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、もしくは津波変形が考えられる場合は、敷地への週上経路に及ぼす影響を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化 ・繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、河川流路の変化 <p>【確認内容】</p> <p>(1) (3.2.1)の週上解析結果を踏まえ、週上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、もしくは津波変形が考えられる場合は、敷地への週上経路に及ぼす影響を検討すること。</p> <p>(2) 敷地周辺の津波による河川、水路が存在し、地震による河川、水路の堤防等の崩壊、周辺斜面の崩落に起因して流路の変化が考えられる場合は、週上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 週上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、河川流路の変化</p>	<p>基準津波及び津波設計方針による評査ガイド</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>に河川、水路等が津波の週上・流下方向に影響を与える可能性がある場合、週上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 週上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、河川流路の変化</p>	<p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>に河川、水路等が津波の週上・流下方向に影響を与える可能性がある場合、週上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 週上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、河川流路の変化</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>
<p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評査ガイド</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>に河川、水路等が津波の週上・流下方向に影響を与える可能性がある場合、週上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 週上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、河川流路の変化</p>	<p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評査ガイド</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>に河川、水路等が津波の週上・流下方向に影響を与える可能性がある場合、週上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 週上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、河川流路の変化</p>	<p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評査ガイド</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>に河川、水路等が津波の週上・流下方向に影響を与える可能性がある場合、週上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 週上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、河川流路の変化</p>	<p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評査ガイド</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>に河川、水路等が津波の週上・流下方向に影響を与える可能性がある場合、週上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 週上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、河川流路の変化</p>
<p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評査ガイド</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>に河川、水路等が津波の週上・流下方向に影響を与える可能性がある場合、週上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 週上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、河川流路の変化</p>	<p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評査ガイド</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>に河川、水路等が津波の週上・流下方向に影響を与える可能性がある場合、週上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 週上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、河川流路の変化</p>	<p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評査ガイド</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>に河川、水路等が津波の週上・流下方向に影響を与える可能性がある場合、週上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 週上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、河川流路の変化</p>	<p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評査ガイド</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>に河川、水路等が津波の週上・流下方向に影響を与える可能性がある場合、週上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 週上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、河川流路の変化</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 標高変化、河川流路の変化について、基準地震動 Ss による被害想定を基に週上解析の初期条件として設定していることを確認する。	
(4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、適用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認する。 〔別添1 II.1.3 (2)〕	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
段の留意が必要である。	(2) 敷地の北方約 2km の位置に久慈川、南方約 3km の位置に新川が存在する。久慈川流域の標高が T.P. + 5m 以下であるのにに対して敷地北方の標高は T.P. 約 + 10m である。また、新川流域（海岸沿い）及び敷地南方の標高はともに T.P. 約 + 10m となっている。このため、久慈川及び新川から、敷地への週上波に影響することはない。
(2) 敷地周辺の週上経路上に河川、水路が存在し、地震による河川、水路の堤防等の崩壊、周辺斜面の崩落に起因して流路の変化を考えられる場合は、週上波の敷地への到達の可能性について確認する。	(3) 週上波の敷地への到達の可能性に当たっては、地形変化、標高変化、河川流路の変化について、基準地震動 Ss による被害想定を基に週上解析の初期条件として設定していることを確認する。
(3) 週上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、基準地震動 Ss に伴う地形変化、標高変化が生じる可能性は僅かであるが、津波週上解析への影響を確認するため、解析条件として沈下なしの条件に加えて、地盤面を大きく沈下させた条件下についても考慮する。また、敷地内外の人工構造物として、発電所の港湾施設である防波堤並びに茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区の防波堤については、基準地震動による形状変化が津波の週上に影響を及ぼす可能性があることから、その有無を週上解析の条件として考慮する。	(4) 基準地震動 Ss に伴う地形変化、標高変化が生じる可能性は僅かであるが、解析条件として、地盤面を大きく沈下させた条件下について考慮する。

設置許可基準規則／解釈、審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの趣意内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	は防波壁）の入力津波高さとして設定している。		

(3) 潮汐以外の要因による潮位変動について、以下の例のように評価し考慮することを確認する。 ① 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間等に留意の上、高潮発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。 ② 高潮要因の発生履歴及びその状況、並びに敷地における河線の方向等の影響因子を考慮して、高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。	(3) 津波ハザード評価結果を踏まえた上で、考慮の可否、津波と高潮の重量を考慮する場合の高潮の再現期間を設定する。	(3) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド (4) 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、以下のように地震による地盤変動量を考慮して安全側の評価を実施する。 ① 広域的な地盤変動を評価すべき波源は、地震の震源と解釈し、津波波源となる地震の震源（波源）モデルから算定される広域的な地盤変動を考慮することとする。 ② プレート間地震の活動に関連して局所的な地盤変動がわかつた可能性が指摘されている場合（南熊トラフ沿岸部に見られる新世段丘の地盤変動等）は、局所的な地盤変動量による影響を検討する。	(3) 基準津波による水位の年超過確率は $10^{-1} \sim 10^{-3}$ 程度であり、独立事象としての津波と高潮が重畠する可能性は低いと考えられるものの、基準津波による水位の年超過確率は $10^{-1} \sim 10^{-3}$ 程度である。観測地点「柏崎」における潮位観測記録に基づき、観測期間等に留意の上、高潮の発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。 ② 観測地点「柏崎」における過去 61 年の潮位記録を整理し、高潮の発生履歴を考慮して、高潮の可能性とその程度（ハザード）について検討する。
--	---	---	---

(3) 潮汐以外の要因による潮位変動について、以下の例のように評価し考慮することを確認する。 ① 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間等に留意の上、高潮発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。 ② 高潮要因の発生履歴及びその状況、並びに敷地における河線の方向等の影響因子を考慮して、高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。	(3) 津波ハザード評価結果を踏まえた上で、考慮の可否、津波と高潮の重量を考慮する場合の高潮の再現期間を設定する。	(3) 潮汐以外の要因による潮位変動について、以下の例のように評価し考慮することを確認する。 ① 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間等に留意の上、高潮発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。 ② 高潮要因の発生履歴及びその状況、並びに敷地における河線の方向等の影響因子を考慮して、高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。	(3) 潮汐以外の要因による潮位変動について、以下の例のように評価し考慮していることを確認する。 ① 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間等に留意の上、高潮発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。 ② 高潮要因の発生履歴及びその状況、並びに敷地における河線の方向等の影響因子を考慮して、高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。
--	---	--	--

3. 波浪防護方針 (1) 波浪防護の基本方針 設備計画基準規則(海保法)、 審査ガイドの要事項	【津波ガイド】 津波防護方針 津波防護方針の内容	【津波ガイド】 津波防護方針 津波防護方針の内容	【津波ガイド】 津波防護方針 津波防護方針の内容
解説別記3 3. 第5条第1項の「安全部能が損なわれるとそれから復旧されなければならない」を讀みこために、基準津波に対する設計基準に対する設計方針に該当する。以下の方針によること。 一 S クラスに属する施設（津波防護施設、浸水防護施設、浸水防護構造施設）において、津波三号においても、津波を地盤上部から流入させないことを、また、貯水塔及び貯水槽等の構造から流入させないこと。 二 S クラスに属する施設（津波防護施設、浸水防護施設、浸水防護構造施設）において、津波を地盤上部から流入させないことを、また、貯水塔及び貯水槽等の構造から流入させないこと。 三 上記の前二号に規定するもの他、S クラスに属する施設については、浸水防護をすることにより、貯水塔及び貯水槽等による影響等から隔離すること。そのため、S クラスには、重要安全機能への影響を防止すること、そのために、S クラスに属する施設を内蔵する建屋及び区画については、浸水防護重点部として強化することとするとともに、津波による溢水を考慮した浸水防護及び浸水量を保守的に想定したこと、それらに対して浸水対策及び貯水口等を設置することを特徴とする。 四～七（省略）	4. 浸水防護方針 津波防護方針 津波防護方針の内容	4.1 安全部能に対する津波防護の基本方針 津波防護の基本方針について、敷地の特性に応じた方針であること及び当該方針に基づく津波防護施設、浸水防護施設、津波監視設備等の配置を図面により整理している。 具体的には、敷地及び敷地周辺の地形・標高図、施設配置図等を示したうえで、津波防護の基本方針を以下のようにおりとしている。 （1）敷地の特性に応じた基本方針 （2）敷地の特性に応じた基本方針 （3）敷地の特性に応じた基本方針 （4）敷地の特性に応じた基本方針	① 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防護施設、津波監視設備及び非常用取水設備）を除く。以下に詳しく述べる。②取水・放水施設、地下部等において、漏水の可及的を考慮する施設（貯水器、貯水槽等の器具から漏水を止める施設）を内包する。③建物内の漏水を内包する低圧クラスタの機器・配管が地盤によく接觸することを想定し、そこでは、漏水を遮断することによる影響を考慮する。 ④浸水状況の多変化 （1）津波ガイド：規制基準における要求事項等 （2）津波防護方針

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>③ 地盤変動量は、入力津波の震源モデルから算定し設定すること。</p> <p>④ 地盤変動が隆起又は沈降によって、以下の例のように考慮の考え方方が異なることに留意が必要である。</p> <p>a) 地盤変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対して安全機能への影響を評価（以下「安全評価」という。）する際には、対象物の高さに隆起量を加算した後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、隆起しないものと仮定して、対象物の高さと上昇側評価水位を直接比較する。</p> <p>b) 地盤変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、対象物の高さから沈降量を引算した後で、上昇側評価水位と比較する。また、下降側の水位変動に対して安全評価する際には、沈降しないものと仮定して、対象物の高さと下降側評価水位を直接比較する。</p> <p>⑤ 基準地盤変動評価における震源モデルから算定される広域的な地盤変動についても、津波に対する安全性評価への影響を検討する。</p> <p>⑥ 広域的な余効変動が纏続中である場合は、その傾向を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討する。</p>	<p>柏崎刈羽発電所 6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>③ 入力津波の震源モデルから算定される地盤変動量は、発電所敷地において、0.21mから0.29mの沈降量が想定されるため、上昇側の水位変動に対する安全評価を実施する際には、0.21mから0.29mの沈降を考慮する。なお、隆起については発生しない結果となっている。</p> <p>④ 地盤変動の隆起または沈降について、以下のとおり考慮する。</p> <p>a) 地盤変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対して設計、評価を行う際には、隆起量を考慮して下降側水位を設定する。また、上昇側の水位変動に対して設計、評価を行う際は、隆起しないものと仮定する。</p> <p>b) 地盤変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対しては設計、評価を行う際には、沈降量を考慮して上昇側水位を設定する。また、下降側の水位変動に対して設計、評価を行う際は、沈降しないものと仮定する。</p> <p>【別添1 II. 1.5(4)】</p>	<p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>② 基準津波の波源である日本海溝において生じる地盤変動量を考慮する。また、2011年東北地方太平洋沖地震により生じた地盤変動量を考慮する。</p> <p>③ 入力津波の波源モデル（日本海溝におけるプレート間地盤）から算定される地盤変動量としては、0.31mの陸域の沈降が想定される。2011年東北地方太平洋沖地震では、敷地全体が約0.2m沈降していた。</p> <p>④ 基準津波である日本海溝におけるプレート間地震に想定される地震において生じる地盤変動量は以下のようになります。</p> <p>a) 地盤変動が隆起の場合は、下降側の水位変動に対しては隆起を考慮し、上昇側の水位変動に対しては隆起を考慮しないものとする。</p> <p>b) 地盤変動が沈降の場合は上昇側の水位変動に対しては沈降を考慮し、下降側の水位変動に対しては沈降を考慮しないものとする。</p> <p>また、2011年東北地方太平洋沖地震により生じた地盤変動量については、初期条件として、上昇側及び下降側の水位変動において考慮する。</p> <p>⑤ 入力津波の波源モデル（日本海溝におけるプレート間地震）から算定される地盤変動量としては、</p>	<p>【重大事故等対応施設】</p> <p>重大事故等対応施設について、設計基準対象施設と同じ耐津波設計方針により、重大事故等対応施設が基準津波に対して重大事象等に対処するために必要な機能が組み込まれない設計とする。</p> <p>具体的には、以下のとおりである。</p> <p>設計基準対象施設の耐津波対象施設を内包す</p>

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>4. 津波防護方針</p> <p>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>【規制基準における要求事項等】 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地周辺全体図、施設配置図等により明示されていること。 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置されるものの概要が綱羅かつ明示されていること。</p> <p>【確認内容】 (1) 敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の週上、浸水状況等）に応じた基本方針（前述2. のとおり）を確認する。</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <p>4. 津波防護方針</p> <p>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>【確認状況】 (1) 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針は、以下の①～⑤のとおりとする。 ・敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の週上、浸水状況等）に応じた津波防護の基本方針を、敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示する。 ・敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の週上、浸水状況等）に応じた津波防護の基本方針を、敷地周辺全体図、施設配置図等により明示する。</p> <p>【確認状況】 (1) 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針は、以下の①～⑤のとおりとする。 ① 設計基準対象施設の津波防護対象設備（海水と接した状態で機能する非常用取水設備を除く。下記③において同じ。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による週上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。 ② 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。 ③ 上記の2方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備について、海水による影響等から隔離可能な設計とする。 ④ 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。 ⑤ 敷地への津波の繰り返しの襲来を察知、その影響を俯瞰的に把握できさせ津波監視設備を設置する。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>4. 津波防護方針</p> <p>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>【要求事項等への対応方針】 敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の週上、浸水状況等）に応じた津波の沈降が想定される。また、2011年東北地方太平洋沖地震では、敷地全体が約0.2m沈降していた。</p> <p>【確認内容】 (1) 敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の週上、浸水状況等）に応じた基本方針（前述2. のとおり）を確認する。</p> <p>【確認状況】 (1) 敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の週上、浸水状況等）に応じた津波防護の基本方針は、以下のとおりである。 ① 設計基準対象施設の津波防護対象設備（海水と接した状態で機能する建屋及び区画の設置と同じ津波防護設計方針とする。それ以外の建物及び区画に設置する第1～メントフィルタ格納槽、低圧原子炉代替水ポンプ格納槽、ガススタビライゼーションタンク、緊急停機装置及びリア、ガススタビライゼーションポンプ等の建物、緊急停機装置及び第1～第4号管エアリアは、津波による週上波が到達しない高さの敷地に設置及び津波防護施設を設置する。）、津波防護施設内に設置し、津波基準対象施設と同じ津波防護設計方針とする。</p>	<p>備考</p>
---	---	--	-----------

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	相崎刈羽発電所6号炉及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況 【重大事故等対処施設に関する確認状況】 【別添1 II.2.1(1)】
--	---

(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を確認する。	(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を確認する。
(2) 敷地の特性に応じた津波防護設計方針に係る審査ガイド 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 よる週上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。

(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を確認する。	(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を示す。
(2) 敷地の特性に応じた津波防護設計方針に係る審査ガイド 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	設計基準対象施設の津波防護対象設備について、浸水による影響等から隔離可能な機能への影響を考慮の上、漏水による影響等を防ぐ設計とする。

(2) 敷地～の浸水防止（外殻防護1）	適合のための確認事項
(2) 敷地～の浸水防止（外殻防護1）	適合のための確認事項

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(2) 勾地の特性に応じた津波防護の概要（外郭防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を確認する。</p> <p>① 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として、原子炉建屋、タービン建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋、屋外設備として燃料設備の一部（燃料タンク及び燃料移送ポンプ）及び非常用取水設備がある。</p> <p>取水路、放水路等の経路から津波を流入させない設計とするため、外部防護（外郭防護）として、タービン建屋海水熱交換器区域地下の補機取水槽上部床面の開口部に海水防止設備（海水槽門止板）を設置する。</p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内部防護（外密隔壁、止水ハッチ、ダクト閉止板、浸水防止ダクト、床ドレンライン浸水防止治具及び貫通部止水処置）を設置する。なお、内部防護の設計においては、タービン建屋海水熱交換器区域地下の補機取水槽による水位低下に対し、非常用海水冷却系（原子炉補機冷却海水系）の海水ポンプが機能保持できるよう海水を確保するため、各号炉の取水口前面に非常用取水設備として海水監視カメラを、また各号炉の補機取水槽に取水槽水位計を設置する。</p> <p>【別添1 II.2.1(2)】</p>	<p>相崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>(2) 勾地の特性に応じた津波防護の概要（外郭防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を示す。</p> <p>① 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画について、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内部防護（外密隔壁、止水ハッチ、ダクト閉止板、浸水防止ダクト、床ドレンライン浸水防止治具及び貫通部止水処置）を設置する。なお、内部防護の設計においては、タービン建屋海水熱交換器区域地下の補機取水槽による水位低下に対し、非常用海水冷却系（原子炉補機冷却海水系）の海水ポンプが機能保持できるよう海水を確保するため、各号炉の海水貯留槽として、7号炉の主排気管に津波監視カメラを、また各号炉の補機取水槽に取水槽水位計を設置する。</p> <p>【別添1 II.2.1(2)】</p>	<p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>用海水系配管を設定する。</p> <p>週上波を地上部から到達又は流入させない設計とするため、外郭防護として防潮堤及び防潮扉を設置する。</p> <p>取水路、放水路等の経路から津波点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプ室に海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、循環水泵ポンプ室に取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路に放水路ゲート及び放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、S.A.用海水ピットにSA用海水ピット開口部浸水防止蓋並びに緊急用海水ポンプ室に緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排水口逆止弁を設置する。また、防潮堤及び防潮扉下部貫通部に対して止水処置を実施する。</p> <p>引き波時の取水ピット水位の低下に対する非常用海水ポンプの取水可能水位を維持するため、取水口前面の海中に貯留堰を設置する。</p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として止水処置を実施する。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況 耐砂性)は、同等あるいは常用海水冷却系の海水ポンプの仕様に に対応するために必要な機能への影響の防止も、設計基準対象施設 の津波防護対象設備と同様の方法により実施する。 【別添1 II.3.1(2)】
-----------------------	---

【確認内容】	【確認状況】	【適合のための確認状況】
(1) 敷地への浸水の可能性のある経路(週上経路)の特定 (3.2.1)における敷地周辺の週上の状況、浸水域の分布等を踏まえ、以下を確認する。 ① 重要な安全機能を有する設備又はそれを内包する建屋の設置位置・高さに、基準津波による週上波が到達しないこと、または、到達しないよう津波防護施設を設置していること。 ② 津波防護施設を設置する以外に既存の地山斜面、盛土斜面等の活用の有無。また、活用に際して補強等の実施の有無。	(1) 敷地への浸水の可能性のある経路(週上経路)の特定(3.2.1)における敷地周辺の週上の状況、浸水域の分布等を踏まえ、以下を確認している。 ① 設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取扱設備を除く。)を内包する原子炉建屋、タービン建屋及び使用燃料乾式貯蔵建屋並びに設計基準対象施設の津波防護対象設備のうち屋外設備である排気筒が設置されている敷地の高さはT.P. + 8m、軽油貯蔵タンク(地下式)が設置されている敷地の高さはT.P. + 11m、海水ポンプ室が設置されている敷地の高さはT.P. + 3m、非常用海水系配管が設置されている敷地高さはT.P. + 3m～T.P. + 8mであり、津波による週上波が到達、流入する可能性がある。このため、敷地前面東側においては入力津波高さT.P. + 17.9mに対して天端高さT.P. + 20mの防潮堤及び防潮扉、敷地側面北側においては入力津波高さT.P. + 18mの防潮堤、敷地側面南側においては入力津波高さT.P. + 16.6mに対しては入力津波高さT.P. + 16.6mに対し	適合のための確認状況 ビ／＼建物～放水槽)底面がEL. +2.0mに位置するごとから、流入渠路として屋外配管ダクト(ターピング外排水路)及び屋外排水路への排水の流入口について、画面上析により構造を行い、施設構造の入力津波高さEL. +11.9mに対し、屋外排水路の集水井前面がEL. +8.5mに位置することから、流入渠路として屋外排水路を特定位定した。 ③ 号炉吸込管から敷地上面への津波の流入、経路にて、1号炉吸込管から敷地上面への津波の流入、経路として、1号炉吸込管開口を特定位定した。 ④ 海底への排水管として、陳薦物処理施設からラグーン連系配管を特定位定した。 (2) 特定した地点における津波防護施設の配置・仕様を確認する。 ① 津波防護施設の種類(防潮堤等)及び箇所 ② 施設ごとの構造形式、形状 (3) 特定した地点における津波防護施設の配置・仕様を確認する。 ① 要求事項に適合するよう、特定した入出港路に津波防護施設の設置予定の部位が記載されていること。 ② 津波防護施設の設置予定の部位が記載されていること。 a) 配管貯留部 b) 電路及び配管貯留部、並びに電気ボックスタ等における電源内処理 c) 空調ダクト貯留部

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための確認状況 ビ／＼建物～放水槽)底面がEL. +2.0mに位置するごとから、流入渠路として屋外配管ダクト(ターピング外排水路)及び屋外排水路への排水の流入口について、画面上析により構造を行い、施設構造の入力津波高さEL. +11.9mに対し、屋外排水路の集水井前面がEL. +8.5mに位置することから、流入渠路として屋外排水路を特定位定した。 ③ 号炉吸込管から敷地上面への津波の流入、経路にて、1号炉吸込管開口を特定位定した。 ④ 海底への排水管として、陳薦物処理施設からラグーン連系配管を特定位定した。 (2) 特定した地点における津波防護施設の配置・仕様を確認する。 ① 号炉吸込管から敷地上面への津波の流入、経路として、1号炉吸込管から敷地上面への津波の流入、経路にて、1号炉吸込管開口を特定位定した。 ② 施設ごとの構造形式、形状 (3) 特定した地点における津波防護施設の設置予定の部位が記載されていること。 a) 配管貯留部 b) 電路及び配管貯留部、並びに電気ボックスタ等における電源内処理 c) 空調ダクト貯留部
--	--------------------------------	---

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	4.2 敷地への浸水防止（外郭防護） 4.2.1 潜上波の地上部からの到達、流入の防止 【電制基準における要求事項等】 重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等は、基準津波による潜上波が到達しない十分高い場所に設置すること。 基準津波による潜上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。
【確認内容】 (1) 敷地への浸水の可能性のある経路（潜上経路）の特定(3.2.1)における敷地周辺の潜上上の状況、浸水域の分布等を踏まえ、以下を確認する。 ① 重要な安全機能を有する設備又はそれを内包する建屋の設置位置・高さに、基準津波による潜上波が到達しない十分高い場所に設置すること。 ② 津波防護施設を設置する以外に既存の地山斜面、盛土斜面等の活用の有無。また、活用に際して補強等の実施の有無。 ③ 津波防護施設の位置・仕様を確認する。 ④ 津波防護施設の種類（防潮堤、防潮壁等）及び箇所 ⑤ 施設ごとの構造形式、形状 ⑥ 津波防護施設における浸水防止設備の設置の方針に関して、以下を確認する。 ⑦ 要求事項に適合するよう、特定した潜上経路に浸水防止設備を設置する方針であること。 ⑧ 止水対策を実施する予定の部位が列記されていること。以下、例示。 a) 電気及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等における電線管内処理 b) 車体開口部（扉、排水口等）	4.2 敷地への浸水防止（外郭防護） 4.2.1 潜上波の地上部からの到達、流入の防止 【電制基準における要求事項等】 津波による潜上波が到達しない十分高い場所に設置していることを確認する。また、基準津波による潜上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
① 津波防護施設の種類（防潮堤、防潮壁等）及び箇所 ② 施設ごとの構造形式、形状 (2) 津波防護施設の位置・仕様を確認する。 ① 津波防護施設の位置・仕様を確認する。	① 防潮堤 津波による潜上波が津波防護対象設備（津波防護施設、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に到達、流入することを防止し、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、敷地を取り囲む形で防潮堤を設置する。 防潮堤の構造形式としては、地中連続壁基礎に鋼製の上部工を設置する鋼管杭コンクリート防潮壁及び基礎となる鋼管杭の上部工部分に鉄筋コンクリートを被覆した鋼管杭鉄筋コンクリート防潮堤の3種類からなる。 防潮堤のうち鋼製防護壁には、鋼製防護壁と取水構造物の境界からの津波の流入を防止するために、1次止水機構及び2次止水機構を多様化して設置する。なお、主要な構造体の境界部には、想定される

島根原子力発電所 2号炉	適合のための検証状況
適合のための検証状況	適合のための検証状況

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況 位はT.M.S.L.+8.3mであり、また、大湊側敷地の、海上坡の地上部からその到達・流入に対する許容津波高さ（海上坡による地盤沈下1.0mを考慮）はT.M.S.L.+11.0mである。これにより、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画を設置する敷地に、基準津波による海上坡は地上部から到達・流入することはない。 ② 海上坡の到達・流入の防止において、既存の地山斜面、盛土斜面等は活用していない。 【別添1 II-2.2(1)】
-----------------------	---

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 荷重の作用及び相対変位を考慮した止水ジョイントを設置し、止水処置を講じる設計とする。防潮扉は、上下スライド式の鋼製扉である。 ② 防潮扉 防潮扉の道路横断部に防潮扉を設置する。 ③ 貯留堰 基準津波による取水ピット内水位低下時に、非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることのない、設計とするため、非常用海水ポンプの継続運転が十分可能となるよう、取水口前面に貯留堰を設置する。
(3) 津波防護施設における浸水防止設備の設置の方針に関する、以下を確認する。 ① 要求事項に適合するよう、特定した海上経路に浸水防止設備を設置する方針であること。 ② 止水対策を実施する予定の部位が列記されていること。 と。以下、例示。 a) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等における電線管内処理 b) 車体開口部（扉、排水口等）	(3) 海上坡流入について、防潮堤及び防潮扉下部貫通部からの流入の可能性がある。 ① 要求事項に適合するよう、特定した海上経路に浸水防止設備を設置する方針であること。 ② 止水対策を実施する予定の部位が列記されていること。 と。以下、例示。 a) 電路及び電線管内処理 b) 車体開口部（扉、排水口等）

設置向河基準規則の解釈、 審査ガイドに係る審査項目に係る 審査ガイドの審査事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの審査内容	適合のための確認事項
【津波ガイド：確認内容】		

3 第二条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものだけが認められる」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。
一 省略
二 取水・放水施設及び地下配管等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による海水浸潤を防止して、最も重要な安全機能への影響を防立すること。そのため、以下の方針によること。
①取水・放水施設の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設及び地下配管等における海水浸潤を抑制した上で、漏水による浸水の可燃性化を防止する（以下「浸水想定圈」という。）とともに、問題の発生においては、浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を実施することにより浸水範囲を限定すること。
②浸水想定圏における漏水の可能性がある場合は、防水区画にすることもしくは、必要に応じて浸水遮断装置を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。
③浸水想定圏における期間の延長が想定される場合は、排水設備を設置すること。
三～七（省略）

【津波ガイド：規制基準における要求事項等】

4.3 浸水による重要な安全機能への影響防止（外部防護2）

4.3.1 浸水対策

取水・放水施設の床面・開口部が在するため、これらに床ドレン逆弁を設置する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド
柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況
象施設の津波防護対象設備に対する方法に含まれ、既存の地山、斜面等は活用していない。

【別添1 II.3.2(1)】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>4.2.2 取水路、放水路等の経路から津波の流入防止</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通部等）を特定すること。</p> <p>特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止すること。</p> <p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>4.2.2 取水路、放水路等の経路から津波の流入防止</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通部等）を特定する。</p> <p>特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止する。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 敷地への海水流入の可能な経路（流入経路）の特定</p> <p>以下のような経路（例示）からの津波の流入の可能性を検討し、流入経路を特定していくことを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海域に連接する水路から建屋、土木構造物地下部へのバイパス経路（防潮堤、防潮壁）及び敷地の外側のトレーンチ開口部等） ② 敷地前面の神合から埋設管路により取水する場合の敷地内の取水路点検口及び外部に露出した取水ヒット等（沈砂池を含む） ③ 敷地への排水管等 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 敷地への津波流入については、取水路、放水路、S A用海水ピット、緊急用海水系の取水経路及び構内排水路からの流入の可能性がある。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <table border="1"> <tr> <td>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要求事項</td> <td>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容</td> <td>適合のための対応状況</td> <td>適合のための確認事項</td> </tr> <tr> <td>計することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）すること。 浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定すること。 特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項	計することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）すること。 浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定すること。 特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定すること。				
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項								
計することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）すること。 浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定すること。 特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定すること。											

4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 【規制基準における要求事項等】 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（原、開口部、貫通部等）を特定すること。 特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止すること。	【確認内容】 (1) 豊地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定 以下のようないくつかの津波の流入の可能性を検討し、流入経路を特定することを確認する。 ① 海域に連接する水路から建屋、土木構造物地下部へのハイバス経路（水路開辺のトレーニチ開口部等） ② 津波防護施設（防潮堤、防潮壁）及び豊地の外側から内側（地上部、駐車場、土木構造物地下部）へのハイバス経路（排水管、道路、アセス道路等） ③ 豊地前面の神合から埋設管路により取水する場合の豊地内の取水路点検口及び外部に露出した取水ビット等（沈砂池を含む） ④ 海域への排水管等	相崎刈羽発電所 6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況 【要求事項等～の対応方針】 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（原、開口部、貫通部等）を特定する。特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止する。
---	---	---

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 【津波設計方針における要求事項】 (2) 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様を確認する。 ① 津波防護施設の種類（防潮壁等）及び箇所 ② 施設ごとの構造形式、形状	東海第二発電所 (2018.9.12版) 【確認内容】 (1) 豊地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定 豊地に連接する水路から豊地への津波の流入する可能のある経路を下表のとおり特定した。 ① 放水路ゲート 津波が放水路から津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防護施設、浸水防止設備、津波監视設備及び非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防護施設、津波監视設備及び非常用取水設備を除く。）が機能喪失するこのない設計とするため、放水路に放水路ゲートを設置する。 放水路ゲートは、扉体、戸当たり、駆動装置等で構成され、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合に遠隔閉止することにより津波の週上を防止する設計とする。放水路ゲートは、敷地への週上のおそれのある津波襲来前に遠隔閉止を確実に実施するために重要安全施設（MS-1）として設計する。	東海第二発電所 (2018.9.12版) 【確認内容】 (2) 特定した流入経路における津波防護計画方針との適合状況 津波が構内排水路から津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防護施設、津波監视設備及び非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防護施設、津波監视設備及び非常用取水設備を除く。）が機能喪失するこのない設計とするため、構内排水路逆流防止設備を設置する。
--	--	--

許可基準規則／規制基準／方針に係る 審査ガイドの要件事項 【津波ガイド】 4.3.2 安全機能～の要件事項等】 津波想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画にすること。 必要に応じて防水区内への浸水評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容 【津波ガイド】 4.3.2 安全機能～の要件事項等】 津波想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画にすること。 必要に応じて防水区内への浸水評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。	適合のための確認事項 重要な安全機能を有する施設への影響評価について、浸水想定範囲である取水槽海水ポンプエリア及び取水槽海水ポンプエリアを防地下水冷却したうえで、区画内の漏水評価によつて常用海水冷却系の海水ポンプ等への影響がないことを確認する。 具体的には、以下のとおりである。 (1) 浸水想定範囲である取水槽海水ポンプエリアに津波防護対象設備である非常海水冷却系の海水ポンプを設置している。また、取水槽海水ポンプエリアに設置する床ドレン逆止弁及び取水槽海水ポンプエリアに設置する床ドレン逆止弁に付いて、漏水による浸水路となる可能性があるため、漏水量評価し、漏水量評価して常用海水冷却系の海水ポンプへの影響がないことを確認する。 (2) 浸水想定範囲、浸水路、漏水口、漏水量及び浸水防護設備の仕様を確認する。
---	--	---

島根原子力発電所 2号炉	備考
--------------	----

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(2) 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様を確認する。 ① 津波防護施設の種類（防潮壁等）及び箇所 (3) 特定した流入経路における津水防護施設の設置の方針に関して、以下を確認する。 ① 要求事項に適合するよう、特定した流入経路に浸水防護施設を設置する。 ② 浸水防護施設の設置予定の部位が列記されていること。以下、例示。 a) 配管貫通部 b) 電路及び電線管貫通部、並びに電線管内処理 c) 空調ダクト貫通部 d) 壁体開口部(扉、排水口等)</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であること。 浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定すること。 特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定すること。</p>	<p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>(1) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設及び地下部等における漏水の可能性のある経路、浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定する。また、浸水想定範囲における漏水対策の実施により、津波の流入防止が可能となる場合は、浸水の可能性のある経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定する。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(2) 基本設計開示において全ての設備等の位置が明示されていないため、工事計画認可の段階において津波防護施設を有する施設の開口部等に対する位置を再確認する必要がある。したがって、基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津波防護施設重点化範囲を設定することを確認する。</p>																
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>想定範囲」という。)すること。</p> <p>想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定すること。</p> <p>仕様について、確認すること。</p>	<p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路、浸水量及び浸水防護施設の仕様について、確認すること。</p>	<p>【確認状況】</p> <p>(1) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設及び地下部等において浸水の可能性のある経路、浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定する。また、浸水想定範囲における漏水対策の実施により、津波の流入防止が可能となる場合は、浸水の可能性のある経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定する。</p>	<p>【(4) 重要な安全機能を有する施設の隔壁 (内部防護)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則／解釈、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要求事項</th> <th>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容</th> <th>適合のための対応状況</th> <th>適合のための確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解説別記3 3 第5条第1項の「安全機能を有する施設等(耐震Sクラス等)がないものでなければならぬ」と規定する施設等に係る方針によること。</td> <td>【津波ガイド】 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔壁 (内部防護) 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定</td> <td>重要な安全機能を有する施設等を内包する建物及び区画について、浸水防護重点化範囲を設定する方針としている。 具体的には、以下のとおりである。 (1)津波に対する浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、タービン建屋(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、廃棄物贮蔵物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、廃棄物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、副産物貯蔵物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、取水槽ポンプエリア及び外部配管クト(ディーゼル燃料貯蔵タンクへ原子炉建屋、タービン建屋及びタービン建物への水槽)並びにA、B-非常用ディーゼル発電機(燃料移送系、高圧ポンプ等)を内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を設定する。</td> <td>(1)基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を詳細設計段階で設定する。</td> </tr> <tr> <td>～二 (省略) 三 上述の前二号に規定するもの他、Sクラスに属する施設については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離すること。そのため、Sクラスに属する施設を内包する建屋及び区画について、津波が津波防護重点化範囲として明確化するとともに、津波による溢水を考慮した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び受水口(扉、開口部及び貫通口等)を特定し、それらに対しても浸水対策を施すこと。</td> <td>(1)重要な安全機能を有する施設等(耐震Sクラス等)がないものでなければならぬ」と規定する施設等に係る方針によること。</td> <td>(1)津波に対する浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、タービン建屋(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、廃棄物贮蔵物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、廃棄物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、副産物貯蔵物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、取水槽ポンプエリア及び外部配管クト(ディーゼル燃料貯蔵タンクへ原子炉建屋、タービン建屋及びタービン建物への水槽)並びにA、B-非常用ディーゼル発電機(燃料移送系、高圧ポンプ等)を内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を設定する。</td> <td>(2)基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津波防護重点化範囲を設定することを確認する。</td> </tr> <tr> <td>四～七 (省略)</td> <td>【津波ガイド】 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔壁 (内部防護) 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定</td> <td>重要な安全機能を有する施設等を内包する建屋及び区画について、津波防護重点化範囲として明確化すること。</td> <td>(2)基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建物及び区画単位で津波防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津波防護重点化範囲を設定することを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則／解釈、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項	解説別記3 3 第5条第1項の「安全機能を有する施設等(耐震Sクラス等)がないものでなければならぬ」と規定する施設等に係る方針によること。	【津波ガイド】 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔壁 (内部防護) 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定	重要な安全機能を有する施設等を内包する建物及び区画について、浸水防護重点化範囲を設定する方針としている。 具体的には、以下のとおりである。 (1)津波に対する浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、タービン建屋(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、廃棄物贮蔵物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、廃棄物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、副産物貯蔵物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、取水槽ポンプエリア及び外部配管クト(ディーゼル燃料貯蔵タンクへ原子炉建屋、タービン建屋及びタービン建物への水槽)並びにA、B-非常用ディーゼル発電機(燃料移送系、高圧ポンプ等)を内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を設定する。	(1)基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を詳細設計段階で設定する。	～二 (省略) 三 上述の前二号に規定するもの他、Sクラスに属する施設については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離すること。そのため、Sクラスに属する施設を内包する建屋及び区画について、津波が津波防護重点化範囲として明確化するとともに、津波による溢水を考慮した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び受水口(扉、開口部及び貫通口等)を特定し、それらに対しても浸水対策を施すこと。	(1)重要な安全機能を有する施設等(耐震Sクラス等)がないものでなければならぬ」と規定する施設等に係る方針によること。	(1)津波に対する浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、タービン建屋(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、廃棄物贮蔵物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、廃棄物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、副産物貯蔵物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、取水槽ポンプエリア及び外部配管クト(ディーゼル燃料貯蔵タンクへ原子炉建屋、タービン建屋及びタービン建物への水槽)並びにA、B-非常用ディーゼル発電機(燃料移送系、高圧ポンプ等)を内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を設定する。	(2)基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津波防護重点化範囲を設定することを確認する。	四～七 (省略)	【津波ガイド】 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔壁 (内部防護) 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定	重要な安全機能を有する施設等を内包する建屋及び区画について、津波防護重点化範囲として明確化すること。	(2)基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建物及び区画単位で津波防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津波防護重点化範囲を設定することを確認する。
設置許可基準規則／解釈、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項																
解説別記3 3 第5条第1項の「安全機能を有する施設等(耐震Sクラス等)がないものでなければならぬ」と規定する施設等に係る方針によること。	【津波ガイド】 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔壁 (内部防護) 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定	重要な安全機能を有する施設等を内包する建物及び区画について、浸水防護重点化範囲を設定する方針としている。 具体的には、以下のとおりである。 (1)津波に対する浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、タービン建屋(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、廃棄物贮蔵物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、廃棄物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、副産物貯蔵物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、取水槽ポンプエリア及び外部配管クト(ディーゼル燃料貯蔵タンクへ原子炉建屋、タービン建屋及びタービン建物への水槽)並びにA、B-非常用ディーゼル発電機(燃料移送系、高圧ポンプ等)を内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を設定する。	(1)基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を詳細設計段階で設定する。																
～二 (省略) 三 上述の前二号に規定するもの他、Sクラスに属する施設については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離すること。そのため、Sクラスに属する施設を内包する建屋及び区画について、津波が津波防護重点化範囲として明確化するとともに、津波による溢水を考慮した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び受水口(扉、開口部及び貫通口等)を特定し、それらに対しても浸水対策を施すこと。	(1)重要な安全機能を有する施設等(耐震Sクラス等)がないものでなければならぬ」と規定する施設等に係る方針によること。	(1)津波に対する浸水防護重点化範囲として、原子炉建屋、タービン建屋(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、廃棄物贮蔵物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、廃棄物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、副産物貯蔵物(耐震Sクラス)の設備を設置するエリア、取水槽ポンプエリア及び外部配管クト(ディーゼル燃料貯蔵タンクへ原子炉建屋、タービン建屋及びタービン建物への水槽)並びにA、B-非常用ディーゼル発電機(燃料移送系、高圧ポンプ等)を内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を設定する。	(2)基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津波防護重点化範囲を設定することを確認する。																
四～七 (省略)	【津波ガイド】 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔壁 (内部防護) 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定	重要な安全機能を有する施設等を内包する建屋及び区画について、津波防護重点化範囲として明確化すること。	(2)基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建物及び区画単位で津波防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計開示において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津波防護重点化範囲を設定することを確認する。																

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 【規制基準及び耐津波設計方針に係る審査ガイド】 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 【規制基準における要求事項等】 浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化すること。 必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。	4.3.2 安全機能への影響確認 【規制基準における要求事項等】 浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化すること。 必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。	4.3.2 安全機能への影響確認 【要求事項等への対応方針】 浸水想定範囲が存在する場合、その周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化する。必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。	4.3.2 安全機能への影響確認 【要求事項等への対応方針】 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況 の配管は補機冷却海水ポンプと同一基礎に敷設されるとともに、補機冷却海水ポンプが剛構造であることからポンプと基礎は同一モードで振動するため、地震時ににおいて、当該配管に過大な応力が発生することではなく、当該配管が地震により破損し、漏水の経路となることはない。
(b) 取水槽上部床面	取水槽上部床面を貯き溜水による浸水経路となり得る隙間部等としては、循環水ポンプのグランド部が挿入されるが、グランドはグランドハッキングが挿入されており、グランドハッキン押さえを設置し、締め付けボルトで圧縮力を与えてシールをするとともに、適宜、日常点検及びバトルを実施し、必要に応じて贈し締めによる締め付け管理をしていることから、有意な漏水が発生することはない。 また、グランド部における漏水はグランドドレン配管を介してドレンサンプに排水されるが、ドレンサンプはタービン建屋地下にあり海城と連絡されているものではないため、海水がグランドドレン配管を逆流して建屋に流入するようなことはない。グランドドレン配管及びベント管の接合フランジ部にはシール材等の漏水対策を施すとともに、適宜、日常点検及びバトルを実施し、必要に応じて増し締めによる締め付け管理をしていることから、有意な漏水が発生することはない。 なお、ドレンサンプについては、通常、サンプポンプによりドレンサンプ内の水位を一定値以下となるよう管理している。 万一、サンプポンプが動作しない場合でも、グランドドレンの排水量はごく微量 ($1.5 \times 10^{-3} \text{m}^3/\text{h}$ 程度) であり、ドレンサンプから溢水が発生するまでには相当程度の時間もかかる場合も考慮する、 ROWhx(C)/Aを浸水遮断閥とした場合の安全影響評価あるいは、

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 (5) 地下水の流入量は、対象建屋周辺のドレン系による排水量の実績値に基づき、安全側の仮定条件で算定する。 (6) 施設・設備施工上生じうる隙間部等がある場合には、当該部からの溢水も考慮する。
-----------------------	--

【確認内容】

- (1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水範囲、浸水量の想定、浸水防護重点化範囲への浸水経路・浸水口及び浸水防止設備の仕様について、確認する。
- (2) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量について
は、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のよう
は、地盤による溢水の影響を考慮した浸水範囲、浸水量について、以下のとおり
安全側の想定を実施する。

設置許可基準規則／規範、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドとの確認事項	適合のための対応状況	適合のための確認事項
		の流入を防止する必要があります。	機器・配管の損傷箇所を介した津波が流入する可能性があるため、津波流入防止対策により津波の流入を防止する必要があります。 このため、実施する津波流入防止対策が新規基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要があります。

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>「4.4 重要な安全機能を有する施設の津波防護対象設備のうち「大湊側敷地(1.M.S.L.+12m)に設置される建屋・区画、かつ設計基準対象設備への津波防護対象設備の没水部調査範囲内」に分類I-Aの建屋・区画に内包される設備、内包される建屋・区画への漏水による浸水の可能性は設計基準対象設備の津波防護対象設備を内包する建屋・区画、その可能性はない。</p> <p>また、「大湊側敷地(1.M.S.L.+12m)に設置される建屋・区画、及び「大湊側敷地よりも高所に設置される建屋・区画」に内包される設備、及び「大湊側敷地よりも高所に設置される建屋・区画」に分類IIの建屋・区画に内包される設備についても、これらを内包するいずれの建屋・区画も海城と連絡する貯水・放水施設等に繋がる、あるいは近接するものではないため、同施設等における漏水による浸水の可能性はない。」</p> <p>【別添1 II.2.3(1)】</p>	<p>「重大事故等対処施設に関する確認状況」</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備のうち「大湊側敷地(1.M.S.L.+12m)に設置される建屋・区画、かつ設計基準対象設備への津波防護対象設備の没水部調査範囲内」に分類I-Aの建屋・区画に内包される設備、内包される建屋・区画への漏水による浸水の可能性は設計基準対象設備の津波防護対象設備を内包する建屋・区画、その可能性はない。</p> <p>また、「大湊側敷地(1.M.S.L.+12m)に設置される建屋・区画、及び「大湊側敷地よりも高所に設置される建屋・区画」に内包される設備、及び「大湊側敷地よりも高所に設置される建屋・区画」に分類IIの建屋・区画に内包される設備についても、これらを内包するいずれの建屋・区画も海城と連絡する貯水・放水施設等に繋がる、あるいは近接するものではないため、同施設等における漏水による浸水の可能性はない。」</p> <p>【別添1 II.3.3(1)】</p>
---	--

<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>に安全側の想定を実施する方針であることを確認する。</p> <p>① 地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建屋による地下水の流入等の事象が想定されていること。</p> <p>② 地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統設備保有水の溢水等の事象が想定されていること。</p> <p>③ 循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの来襲が考慮されていること。</p> <p>④ 機器・配管等の損傷による溢水想定を考慮して算定していること。</p> <p>⑤ 地下水の流入量については、例えば、ドレン系が停止した状態での地下水位を安全側（高め）に設定した上で、当該地下水位まで地下水の流入を考慮するか、又は対象建屋周辺のドレン系による1日当たりの排水量の実績値に対して、外部の支援を期待しない約7日間の積算値を採用する等、安全側の仮定条件で算定していること。</p>	<p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>a . 建屋内の機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</p> <p>タービン建屋における溢水については、循環水系配管の伸縮継手の全円周状の破損（リンク状破損）並びに地震に起因する耐震Bクラス及びCクラス機器の破損を想定し、地震加速度大による原子炉スクラム及びタービン建屋復水器エリアの漏えい信号で作動するインシナターロックによる循環水ポンプの停止及び復水器室出入口弁の閉止までの間に生じる溢水量と、溢水漏となり得る機器の保有水による溢水量及び循環水系配管の破損箇所からの津波の流入量を合算した水量が、タービン建屋空間部に滞留するものとして溢水水位を算出する。なお、インターロックにより復水器水室出入口弁を開止することにより津波の流入を防止そのため、津波の流入は考慮しない。</p> <p>b . 屋外配管やタンク等の損傷による津波、溢水等の事象想定</p> <p>循環水系配管の屋外における溢水については、循環水系配管の伸縮継手の全円周状の破損（リンク状破損）を想定し、循環水ポンプ吐出による溢水が循環水ポンプ室へ流入して滞留する水量を算出し、隣接する浸水防護重点化範囲に浸水しないことを確認する。</p>
--	---

<p>(5) 水位変動に伴う貯水性低下による重要な安全機能を有する施設への影響防止（海水ポンプ防水性）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>装置許可基準規則の解説、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項</th><th>基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容</th><th>適合のための対応状況</th><th>適合のための確認事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解説用記3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ」を満たすために、基幹津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の3点によることが求められる。 一・三 (省略) 四 水位変動に伴う貯水性低下による重要な安全機能への影響を防止すること。そのため、非常用海水冷却系に伴う特性を考慮した海水ポンプ位置評議のポイントは以下のとおり。 五 (省略) 六 地震による敷地の盛起・沈降、地盤（木構及びコンクリート構造）による影響、津波の繰り返しによる影響、非常用海水冷却系への影響、津波及び海浪による影響、海水の通過による影響、海水ポンプの運転・移動・維持及び清掃に対する取扱いからの中止・再開入に対しても海水ポンプが機能保特できる設計であること。 七 (省略)</td><td>【津波ガイド：確認内容】 4.5 水位変動に伴う貯水性低下による重要な安全機能への影響防止 4.5.1 非常用海水冷却系の取水ポンプ位置評議のポイントは以下のとおり。 ① 取水ポンプの特性を考慮した海水ポンプ位置評議のポイントは以下のとおり。 ② 海水ポンプの運転・移動・維持及び清掃に対する取扱いからの中止・再開入に対しても海水ポンプが機能保特できる設計であること。 ③ 海水ポンプの運転・移動・維持及び清掃に対する取扱いからの中止・再開入に対しても海水ポンプが機能保特できる設計であること。</td><td>引き波による水位低下時ににおいて非常用海水冷却系の海水ポンプ位置評議の導入する設備とし、隣接する循環水ポンプを停止して引き波時の水位低下を抑制する運搬手段とする。 具体的には、非常用海水冷却系の海水ポンプの取水性について、以下の点が対象となる。 ① 基幹津波による水位の低下に対する非常用海水冷却系の海水ポンプ位置評議の導入する設備とし、隣接する循環水ポンプを停止して、開水路及び管路に海水を供給する耐震構造とする。 ② 正水口、販水口、販水路及び販水槽に於ける設置位置評議のばらつきの加算による安全制限評議した結果を用いる等、数値計算上の不確かさを考慮した評議を実施する。 ③ 水位低下に対する耐震構造評議のばらつきの加算による安全制限評議した結果を用いる等、数値計算上の不確かさを考慮した評議を実施する。</td><td>① 海水ポンプの仕様等について、以下を確認する。 ① 基幹津波による下降側水位は、大津波警報発令EL.-6.5mを超過水位である。</td></tr> </tbody> </table>	装置許可基準規則の解説、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項	解説用記3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ」を満たすために、基幹津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の3点によることが求められる。 一・三 (省略) 四 水位変動に伴う貯水性低下による重要な安全機能への影響を防止すること。そのため、非常用海水冷却系に伴う特性を考慮した海水ポンプ位置評議のポイントは以下のとおり。 五 (省略) 六 地震による敷地の盛起・沈降、地盤（木構及びコンクリート構造）による影響、津波の繰り返しによる影響、非常用海水冷却系への影響、津波及び海浪による影響、海水の通過による影響、海水ポンプの運転・移動・維持及び清掃に対する取扱いからの中止・再開入に対しても海水ポンプが機能保特できる設計であること。 七 (省略)	【津波ガイド：確認内容】 4.5 水位変動に伴う貯水性低下による重要な安全機能への影響防止 4.5.1 非常用海水冷却系の取水ポンプ位置評議のポイントは以下のとおり。 ① 取水ポンプの特性を考慮した海水ポンプ位置評議のポイントは以下のとおり。 ② 海水ポンプの運転・移動・維持及び清掃に対する取扱いからの中止・再開入に対しても海水ポンプが機能保特できる設計であること。 ③ 海水ポンプの運転・移動・維持及び清掃に対する取扱いからの中止・再開入に対しても海水ポンプが機能保特できる設計であること。	引き波による水位低下時ににおいて非常用海水冷却系の海水ポンプ位置評議の導入する設備とし、隣接する循環水ポンプを停止して引き波時の水位低下を抑制する運搬手段とする。 具体的には、非常用海水冷却系の海水ポンプの取水性について、以下の点が対象となる。 ① 基幹津波による水位の低下に対する非常用海水冷却系の海水ポンプ位置評議の導入する設備とし、隣接する循環水ポンプを停止して、開水路及び管路に海水を供給する耐震構造とする。 ② 正水口、販水口、販水路及び販水槽に於ける設置位置評議のばらつきの加算による安全制限評議した結果を用いる等、数値計算上の不確かさを考慮した評議を実施する。 ③ 水位低下に対する耐震構造評議のばらつきの加算による安全制限評議した結果を用いる等、数値計算上の不確かさを考慮した評議を実施する。	① 海水ポンプの仕様等について、以下を確認する。 ① 基幹津波による下降側水位は、大津波警報発令EL.-6.5mを超過水位である。
装置許可基準規則の解説、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項					
解説用記3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ」を満たすために、基幹津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の3点によることが求められる。 一・三 (省略) 四 水位変動に伴う貯水性低下による重要な安全機能への影響を防止すること。そのため、非常用海水冷却系に伴う特性を考慮した海水ポンプ位置評議のポイントは以下のとおり。 五 (省略) 六 地震による敷地の盛起・沈降、地盤（木構及びコンクリート構造）による影響、津波の繰り返しによる影響、非常用海水冷却系への影響、津波及び海浪による影響、海水の通過による影響、海水ポンプの運転・移動・維持及び清掃に対する取扱いからの中止・再開入に対しても海水ポンプが機能保特できる設計であること。 七 (省略)	【津波ガイド：確認内容】 4.5 水位変動に伴う貯水性低下による重要な安全機能への影響防止 4.5.1 非常用海水冷却系の取水ポンプ位置評議のポイントは以下のとおり。 ① 取水ポンプの特性を考慮した海水ポンプ位置評議のポイントは以下のとおり。 ② 海水ポンプの運転・移動・維持及び清掃に対する取扱いからの中止・再開入に対しても海水ポンプが機能保特できる設計であること。 ③ 海水ポンプの運転・移動・維持及び清掃に対する取扱いからの中止・再開入に対しても海水ポンプが機能保特できる設計であること。	引き波による水位低下時ににおいて非常用海水冷却系の海水ポンプ位置評議の導入する設備とし、隣接する循環水ポンプを停止して引き波時の水位低下を抑制する運搬手段とする。 具体的には、非常用海水冷却系の海水ポンプの取水性について、以下の点が対象となる。 ① 基幹津波による水位の低下に対する非常用海水冷却系の海水ポンプ位置評議の導入する設備とし、隣接する循環水ポンプを停止して、開水路及び管路に海水を供給する耐震構造とする。 ② 正水口、販水口、販水路及び販水槽に於ける設置位置評議のばらつきの加算による安全制限評議した結果を用いる等、数値計算上の不確かさを考慮した評議を実施する。 ③ 水位低下に対する耐震構造評議のばらつきの加算による安全制限評議した結果を用いる等、数値計算上の不確かさを考慮した評議を実施する。	① 海水ポンプの仕様等について、以下を確認する。 ① 基幹津波による下降側水位は、大津波警報発令EL.-6.5mを超過水位である。					

島根原子力発電所 2号炉	備考
--------------	----

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>4.3.2 安全機能への影響確認</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化する。必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がなることを確認すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する影響確認の方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路、浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様を確認する。</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>⑥ 施設・設備施工上生じうる隙間部等についても留意し、必 要に応じて考慮すること。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p>
<p>【要件項目等への対応方針】</p> <p>浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化する。必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 4.3.1 で示したとおり、設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画への漏水による浸水の可能性はないが、保守的な想定として、各海水ポンプのグランドドレン配管の詰まりやヘント・ドレン配管の破損を考慮し、各浸水想定範囲における浸水を仮定する。その上で、浸水想定範囲である原子炉補機冷却海水ポンプ及び循環海水ポンプを設置するエリアに隣接する、タービン補機冷却海水ポンプ、タービン補機冷却海水系の機器、非常用所内電源設備等により防水区画化する。また、浸水想定範囲内にある原子炉補機冷却海水系等の重要な安全機能を有する設備について、漏水による浸水量を評価し、安全機能への影響がないことを確認した。 【別添1 II.2.3(2)】</p> <p>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋・区画への漏水による有意な浸水の可能性はない。このため、重大事故等に対処するためには必要な機能への影響はない。 【別添1 II.3.3(2)】</p>	<p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>認する。なお、インターロックにより循環海水ポンプ进出口弁を閉止することにより津波の流入を防止できるため、津波の流入は考慮しない。</p> <p>屋外における非常用海水系配管（戻り管）からの溢水については、非常用海水ポンプの全台運転を想定し、その定格流量が溢水し、設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防護設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）の設置された敷地に流入したときの浸水防護重点化範囲への影響を確認する。なお、津波の襲来前に放水路ゲートを閉止することから、非常用海水系配管（戻り管）の放水管の放水路側から津波の流入は防止できるため、津波の流入は考慮しない。</p> <p>屋外タンクの損傷による溢水は、原子炉建屋境界貫通部及び海水ポンプ室貫通部に止水処置をするため、浸水防護重点化範囲の建屋又は区域に流入することはない。</p> <p>c. 循環海水系及び非常用海水系の機器・配管損傷による津波浸水量の考慮</p> <p>上記 a・及び b のとおり、循環海水系配管の損傷に対して、津波が襲来する前に循環海水ポンプを停止し、復水器出入口弁及び循環海水ポンプ出口弁を開止することはない。</p>	<p>設置許可基準規則／解説、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項</p> <p>適合のための対比状況</p> <p>適合のための確認事項</p> <p>水可能水位 El-8.31m を上回ることから、機能保持できる。 ②循環海水ポンプと非常用海水冷却系の海水ポンプは隣接していることから、引き揚げ時の低位下を抑制するため、大津波警報発令時に循環海水ポンプを停止する手順を整備する。</p> <p>②引き揚げ時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間において、海水ポンプの連続運転が可能な限り海水量を十分確保する取水路又は貯水ピットの構造仕様、設計方針であること。 なお、貯水路又は貯水ピットが循環海水系と非常に近い場合は、循環海水系の喪失を防止できる方針であること。</p>	

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>【規制基準における要求事項等】 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】 (1) 要求事項に適合することを確認する。なお、後段規制(工事計画認可)においては、浸水想定範囲における排水設備の必要性、設置する場合の設備仕様について確認する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋への漏水は想定されないため、排水設備は不要である。</p> <p>【別添1 H.2.3(3)】</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>【要件事項等への対応方針】 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置する。</p> <p>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋・区画への漏水による有意な浸水は想定されないため、排水設備は不要である。</p> <p>【別添1 H.3.3(3)】</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>【要件事項等への対応方針】 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋への漏水は想定されないため、排水設備は不要である。</p> <p>【別添1 H.2.3(3)】</p>	<p>備考</p>
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>【規制基準における要求事項等】 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】 (1) 要求事項に適合することを確認する。なお、後段規制(工事計画認可)においては、浸水想定範囲における排水設備の必要性、設置する場合の設備仕様について確認する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋への漏水は想定されないため、排水設備は不要である。</p> <p>【別添1 H.2.3(3)】</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>【要件事項等への対応方針】 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置する。</p> <p>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋・区画への漏水による有意な浸水は想定されないため、排水設備は不要である。</p> <p>【別添1 H.3.3(3)】</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>【要件事項等への対応方針】 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋への漏水は想定されないため、排水設備は不要である。</p> <p>【別添1 H.2.3(3)】</p>	<p>備考</p>

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離 (内部防護)</p> <p>4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>【規制基準における要求事項等】 重要な安全機能を有する施設等を内包する建屋及び区画について、浸水防護重点化範囲として明確化すること。</p> <p>【確認内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 重要な安全機能を有する設備等 (耐震 S クラスの機器・配管系) のうち、基本設計段階において位置が明示されているものについては、それらの設備等を内包する建屋、区画が津波防護重点範囲として設定されていることを確認すること。 (2) 基本設計段階において全ての設備等の位置が明示されているわけではないため、工事計画認可の段階において津波防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計段階において位置が確定していない設備等に対する建屋及び区画単位で津波防護重点化範囲を工認段階で設定することが方針として明記されていることを確認すること。 	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <p>【検討結果】</p> <p>(1) 6号及び7号炉の設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画として、原生建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び医療物管理室並びに屋外設備である燃料設備の一部（絞油タンク及び燃料移送ポンプ）を敷設する区画がある。以上の建屋及び区画を浸水防護重点化範囲として設定した。ただし、タービン建屋は重要な安全機能を有する非常に冷却海水系を設置するエリアのみを浸水防護重点化範囲とした。</p> <p>(2) 現段階において位置が確定していない設備等に対しては、工事計画認可の段階で浸水防護重点化範囲を再設定する方針であることを明記した。</p> <p>【別添1 II.2.4(1)】</p> <p>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備のうち、「大湊側敷地 (T.M.S.L.+12m)」に設置される建屋・区画（分類Iの建屋・区画）に内包される設備は、「設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲内」（分類I-Aの建屋・区画）に内包される設備と「設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲外」（分類I-Bの建屋・区画）に内包される設備は重要な安全機能を有する非常に冷却海水系を設置するエリアのみを浸水防護重点化範囲とした。また、分類I-Aの建屋・区画に内包される設備に対する浸水防護重点化範囲は、設計基準対象施設の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲と同一の範囲となる。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1905 285 2655 1444"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認事項</th> <th>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの対応状況</th> <th>適合のための確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物について は、(3.2.1)の海上警戒区域における取水口付近を含む敷地面積及び週上域の漂流物の堆積及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口付近を施設へ直接接近する可能性があること、又は阻塞防止装置を施す方針であることを確認する。</td> <td>(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物について、以下のように非常用海水ポンプの取水性に影響を与えないことを確認した。 ア、津波の数値シミュレーションの結果を踏まえ、発電所敷地内及び発電所外傍流 5km の範囲で漂流物となる可能性のある施設を調査して抽出する。 イ、上記ア、について、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊するものとみなして漂流物を抽出する。 ウ、地震に起因する敷地面積変化、標高変化等を保守的に考慮する。</td> <td>6号及び7号炉の津波防護重点化範囲内に設置される建屋・区画を、(3)の基準津波に伴う取水口付近の漂流物について、以下のように非常用海水ポンプの取水性に影響を与えないことを確認した。</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの対応状況	適合のための確認事項	(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物について は、(3.2.1)の海上警戒区域における取水口付近を含む敷地面積及び週上域の漂流物の堆積及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口付近を施設へ直接接近する可能性があること、又は阻塞防止装置を施す方針であることを確認する。	(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物について、以下のように非常用海水ポンプの取水性に影響を与えないことを確認した。 ア、津波の数値シミュレーションの結果を踏まえ、発電所敷地内及び発電所外傍流 5km の範囲で漂流物となる可能性のある施設を調査して抽出する。 イ、上記ア、について、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊するものとみなして漂流物を抽出する。 ウ、地震に起因する敷地面積変化、標高変化等を保守的に考慮する。	6号及び7号炉の津波防護重点化範囲内に設置される建屋・区画を、(3)の基準津波に伴う取水口付近の漂流物について、以下のように非常用海水ポンプの取水性に影響を与えないことを確認した。	<p>備考</p>
設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの対応状況	適合のための確認事項							
(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物について は、(3.2.1)の海上警戒区域における取水口付近を含む敷地面積及び週上域の漂流物の堆積及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口付近を施設へ直接接近する可能性があること、又は阻塞防止装置を施す方針であることを確認する。	(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物について、以下のように非常用海水ポンプの取水性に影響を与えないことを確認した。 ア、津波の数値シミュレーションの結果を踏まえ、発電所敷地内及び発電所外傍流 5km の範囲で漂流物となる可能性のある施設を調査して抽出する。 イ、上記ア、について、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊するものとみなして漂流物を抽出する。 ウ、地震に起因する敷地面積変化、標高変化等を保守的に考慮する。	6号及び7号炉の津波防護重点化範囲内に設置される建屋・区画を、(3)の基準津波に伴う取水口付近の漂流物について、以下のように非常用海水ポンプの取水性に影響を与えないことを確認した。							
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>非常用海水冷却系の取水性について、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 ・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計であること。 	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>基準津波の水位の低下に対して、非常用海水ポンプが機能保持できる設計であることを確認する。また、基準津波による水位の低下に対して、冷却に必要な海水が確保できる設計であることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用海水ポンプ位置の評価水位の算定を適切に行うため、取水路の特性に応じた手法を用いる。また、取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応じた摩耗損失を設定する。 ・非常用海水ポンプの取水可能水位が下降側評価水位を下回る等、水位低下に対して非常用海水ポンプが機能保持できる設計となつていることを確認する。 ・引き波時に水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間において、非常用海水ポンプの取水を設定する。 	<p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>基準津波の水位の低下に対して、非常用海水ポンプが機能保持できる設計であることを確認する。また、基準津波による水位の低下に対して、冷却に必要な海水が確保できる設計となることを確認する。</p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>非常用海水冷却系の取水性について、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 ・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計であること。 	<p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>基準津波の水位の低下に対して、非常用海水ポンプが機能保持できる設計であることを確認する。また、基準津波による水位の低下に対して、冷却に必要な海水が確保できる設計となることを確認する。</p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>非常用海水冷却系の取水性について、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 ・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計であること。 						

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>一方、分類I-Bの建屋・区画に内包される設備についてではそれぞれ、これらを内包する次の建屋・区画を浸水防護重点化範囲として設定する。 ● 格納室緊急圧力遮がし装置を設設する区画 ● 常設代替交流電源設備を設設する区画 ● 5号炉東側第二保管場所 ● 5号炉東側第三保管場所 ● 5号炉高台保管場所 ● 荒浜側高台保管場所</p> <p>(2) 現段階において位置が確定していない設備等に対しては、工事計画認可の段階で浸水防護重点化範囲を再設定する方針であることを明記した。</p> <p style="text-align: right;">【別添1 II.3.4(1)】</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>（1）取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位が適切に算定されていることを確認する。確認のポイントは以下のとおり。</p> <p>① 取水路の特性に応じた手法が用いられていること。 （開水路、閉管路の方程式）</p> <p>② 取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応じた摩擦損失が設定されていること。</p> <p>（2）前述（3.4(4)）のとおり地盤変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性（海水ポンプの仕様、取水口の仕様、取水路又は取水ピットの仕様等）について、以下を確認する。</p> <p>（1）取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位が適切に算定されていることを確認する。確認のポイントは以下のとおり。</p> <p>① 基準津波による水位の低下に伴う取水路から取水ピットの特性を考慮することを確認する。なお、取水路又は取水ピットが循環水系を含む状況系と非常用系で併用されているため、循環水系を含む常用系ポンプ運転継続等による貯留量の喪失を防止できる設計とする。</p> <p>（2）前記（3.4(4)）のとおり地盤変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性（海水ポンプの仕様、取水口の仕様、取水路又は取水ピットの仕様等）について、以下を確認している。</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容</p> <table border="1" data-bbox="1892 384 2642 1489"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項</th> <th>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容</th> <th>適合のための確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項</td> <td>■ 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容</td> <td>■ 適合のための確認事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>（1）取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位が適切に算定されていることを確認する。確認のポイントは以下のとおり。</p> <p>① 基準津波による水位の低下に伴う取水路から取水ピットの特性を考慮することを確認する。なお、取水路又は取水ピットが循環水系を含む状況系と非常用系で併用されているため、循環水系を含む常用系ポンプ運転継続等による貯留量の喪失を防止できる設計とする。</p> <p>（2）前記（3.4(4)）のとおり地盤変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性（海水ポンプの仕様、取水口の仕様、取水路又は取水ピットの仕様等）について、以下を確認している。</p> <p>（1）取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位が適切に算定されていることを確認する。確認のポイントは以下のとおり。</p> <p>① 基準津波による水位の低下に伴う取水路から取水ピットの特性を考慮することを確認する。なお、取水路又は取水ピットが循環水系を含む状況系と非常用系で併用されているため、循環水系を含む常用系ポンプ運転継続等による貯留量の喪失を防止できる設計とする。</p> <p>（2）前記（3.4(4)）のとおり地盤変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性（海水ポンプの仕様、取水口の仕様、取水路又は取水ピットの仕様等）について、以下を確認している。</p>	設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	適合のための確認事項	■ 設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項	■ 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	■ 適合のための確認事項	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容</p> <table border="1" data-bbox="2642 384 3007 1489"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項</th> <th>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容</th> <th>適合のための確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項</td> <td>■ 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容</td> <td>■ 適合のための確認事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>（1）取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位が適切に算定されていることを確認する。確認のポイントは以下のとおり。</p> <p>① 基準津波による水位の低下に伴う取水路から取水ピットの特性を考慮することを確認する。なお、取水路又は取水ピットが循環水系を含む状況系と非常用系で併用されているため、循環水系を含む常用系ポンプ運転継続等による貯留量の喪失を防止できる設計とする。</p> <p>（2）前記（3.4(4)）のとおり地盤変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性（海水ポンプの仕様、取水口の仕様、取水路又は取水ピットの仕様等）について、以下を確認している。</p> <p>（1）取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位が適切に算定されていることを確認する。確認のポイントは以下のとおり。</p> <p>① 基準津波による水位の低下に伴う取水路から取水ピットの特性を考慮することを確認する。なお、取水路又は取水ピットが循環水系を含む状況系と非常用系で併用されているため、循環水系を含む常用系ポンプ運転継続等による貯留量の喪失を防止できる設計とする。</p> <p>（2）前記（3.4(4)）のとおり地盤変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性（海水ポンプの仕様、取水口の仕様、取水路又は取水ピットの仕様等）について、以下を確認している。</p>	設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	適合のための確認事項	■ 設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項	■ 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	■ 適合のための確認事項
設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	適合のための確認事項													
■ 設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項	■ 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	■ 適合のための確認事項													
設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	適合のための確認事項													
■ 設置許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要事項	■ 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	■ 適合のための確認事項													

4.4.2 浸水防護重点化範囲における浸水対策	相崎刈羽発電所6号及び7号炉耐津波設計方針と適合状況 【検討方針】 (1) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量について、地震による溢水の影響も含めて確認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水範囲、浸水量の想定に特定する。 ①津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量について、後段規制工事計画認可においては、浸水範囲、浸水量の想定、浸水防護重点化範囲への浸水範囲、浸水量の想定に特定し、それらの可能性のある経路、浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。 【確認内容】 (1) 要求事項やあることを確認する。なお、後段規制工事計画認可においては、浸水範囲、浸水量の想定、浸水防護重点化範囲について、確認する。 (2) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のように安全側の想定を実施する方針であることを確認する。
4.4.2 浸水防護重点化範囲における浸水対策	4.4.2 浸水防護重点化範囲における浸水対策 【検討方針】 (1) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量について、地震による溢水の影響も含めて確認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水範囲、浸水量の想定に特定する。 ①津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量について、後段規制工事計画認可においては、浸水範囲、浸水量の想定、浸水防護重点化範囲への浸水範囲、浸水量の想定に特定し、それらの可能性のある経路、浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定し、それらに対して浸水対策を実施する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所耐津波設計方針との適合状況 ① 基準津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて以下の①～④のとおり安全側の想定を実施する。
①海水ポンプの設計用の取水可能水位が下降側評価水位を下回る等、水位低下に対する海水ポンプが機能保持できる設計方針であること。	① 基準津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて以下の①～④のとおり安全側の想定を実施する。 ② このため、津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて以下の①～④のとおり安全側の想定を実施する。
②引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間において、海水ポンプの継続運転が可能な貯水量を十分確保できる取水路又は取水ビットの構造仕様、設計方針であること。	② このため、津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて以下の①～④のとおり安全側の想定を実施する。
③基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価されていること。	③基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価され、取水口及び取水路の通水性が確保されていることを確認する。
④海水ポンプが併用されている場合においては、海水ポンプと非常系で併用される場合においては、循環水系運転継続等による取水量の喪失を防止できる措置が施された方針であることを。	④海水ポンプが併用されている場合においては、海水ポンプと非常系で併用される場合においては、循環水系運転継続等による取水量の喪失を防止できる措置が施された方針であることを。

(6) 津波監視		適合のための留意事項	
設置許可基準規則／解説、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための留意事項	適合のための留意事項
解説別記3 3 第5章第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たさなければ、基準津波に対する設計基準対応施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～四（省略） 五 津波防護施設及び浸水防止設備について、人間津波の伝播特性及び津波路等を考慮して、それぞれの伝播に対して設定するものという。以下同じ。） に對して津波防護施設及び浸水防止設備を行なうために、津波に対する方針によること。 〇上記の「津波防護施設」とは、防潮堤、蓋上構造物及び防潮堤等いう。上記の「浸水防止設備」とは、水密扉及び開口部・貫通部の浸水対策装置等をいう。また、上記の「津波防護施設」とは、他の津波の防護対策及び津水セント位置計、並びに津波防護施設を有する外監視カメラ等をいう。これら以外には、津波防護施設及びが止設備への設置等の津波影響対策設・設備がある。 ②～④（省略） ⑤津波監視設備については、津波の影響（波力及び漂浮物の衝突等）に対して、影響を受けるない位置への設置及び津波の防護施設・構造等に保持できるよう設計すること。	【要求事項等への対応方針】 ① 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積を適切に評価し、取水口及び取水路の通水性が確保されていることを確認する。 ② また、非常に海水ポンプに伴う砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路は停止する運用とする。	津波監視について、敷地への津波の襲来を昼夜間オナガ中央防衛室から監視できるカメラを設置すること、また、上昇則及び下降則の津波高さを中央制御室から監視できることにより、敷地への津波の襲来を監視できる方針とする。 具体的には以下のとおりである。 ① 津波監視設備として、排気筒EL.+64.0m及び3号炉北側壁上部EL.+15.0mの位置に津波監視カメラを、貯水槽の高さEL.-9.3mの位置に津波位計を設置する。 津波監視カメラは、赤外線映像機能を有したカメラを使用し、昼夜間の監視できる設置、貯水槽位計は測定範囲EL.-9.3m～EL.+10.7mとして上昇則（寄生波）の津波高及び下降則（引き波）の津波高を監視し、いずれも中央制御室から監視できる設計とする。 津波監視カメラは、地盤免震後、津波が発生した場合に、その影響を解説的に把握するため、津波及び漂流物の影響を受けない貯水槽に設置する。 貯水槽位計は、漂流物の影響を受けない貯水槽に設置する。津波監視設備は、基礎地盤動S.sによる地盤力に対して、機能を喪失しない設計とする。	六～七（省略）

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>① 地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建屋における地震時のドレン系ポンプの停止による地下水の流入等の事象が想定されていること。</p> </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 面津波設計方針との適合状況</p> <p>① タービン建屋における溢水として、以下a.～c.のとおり浸水量を評価する。</p> <p>a. 地震に起因するタービン建屋内の復水器を設置するエリアに敷設する循環水配管伸縮維手の破損及び低圧循環クラスマ機器の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽及び放水庭から循環水管に流れ込み溢れ、循環水管の損傷箇所を介して、タービン建屋内の復水器が設置するエリアに流入することを想定する。同エリアにおける浸水については、循環水管の伸縮維手の全円周状破損を想定し、漏えいを検知し循環水ポンプが停止するまでの間に生じる溢水量、ポンプ停止から復水器出入口弁が閉止するまでの間に生じる循環水管の損傷箇所からの津波の流入量及び低耐震クラスマ機器の損傷による保有水の溢水量を合算した水量が、同エリアに滞留するものとして浸水位を算出する。</p> <p>b. 地震に起因するタービン建屋内の循環水ポンプを設置するエリアに敷設する循環水配管伸縮維手の破損及び低耐震クラスマ機器の損傷により、保有水が溢水とともに、津波が取水槽及び放水庭から循環水管に流れ込み溢れ、循環水管の損傷箇所を介して、タービン建屋内の循環水ポンプを設置するエリアに流入することを想定する。</p> <p>c. 同エリアにおける浸水については、循環水管の伸縮維手の全円周状破損を想定し、循環水ポンプの電動機が水没するまでポンプの運転が継続するものとして、ポンプが停止するまでの間に生じる溢水量が同エリアに滞留するものとして浸水位を算出する。</p> </td></tr> </table>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>① 地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建屋における地震時のドレン系ポンプの停止による地下水の流入等の事象が想定されていること。</p>	<p>柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 面津波設計方針との適合状況</p> <p>① タービン建屋における溢水として、以下a.～c.のとおり浸水量を評価する。</p> <p>a. 地震に起因するタービン建屋内の復水器を設置するエリアに敷設する循環水配管伸縮維手の破損及び低圧循環クラスマ機器の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽及び放水庭から循環水管に流れ込み溢れ、循環水管の損傷箇所を介して、タービン建屋内の復水器が設置するエリアに流入することを想定する。同エリアにおける浸水については、循環水管の伸縮維手の全円周状破損を想定し、漏えいを検知し循環水ポンプが停止するまでの間に生じる溢水量、ポンプ停止から復水器出入口弁が閉止するまでの間に生じる循環水管の損傷箇所からの津波の流入量及び低耐震クラスマ機器の損傷による保有水の溢水量を合算した水量が、同エリアに滞留するものとして浸水位を算出する。</p> <p>b. 地震に起因するタービン建屋内の循環水ポンプを設置するエリアに敷設する循環水配管伸縮維手の破損及び低耐震クラスマ機器の損傷により、保有水が溢水とともに、津波が取水槽及び放水庭から循環水管に流れ込み溢れ、循環水管の損傷箇所を介して、タービン建屋内の循環水ポンプを設置するエリアに流入することを想定する。</p> <p>c. 同エリアにおける浸水については、循環水管の伸縮維手の全円周状破損を想定し、循環水ポンプの電動機が水没するまでポンプの運転が継続するものとして、ポンプが停止するまでの間に生じる溢水量が同エリアに滞留するものとして浸水位を算出する。</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積・陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対する取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること。 ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>の通水性は確保できることを確認し、浮遊砂等の混入に対する非常用海水ポンプは機能保持できる設計であることを確認する。</p> <p>具体的には、以下のとおり確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。 ・混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去する事が困難であるため、非常用海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認する。また、軸受への浮遊砂の混入に対し、耐摩耗性を有する軸受であることを確認する。 ・基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、海上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び週上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しないことを確認する。また、スクリーン自体が漂流物となる可能性がないか確認する。 </td></tr> </table>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積・陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対する取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること。 ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 	<p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>の通水性は確保できることを確認し、浮遊砂等の混入に対する非常用海水ポンプは機能保持できる設計であることを確認する。</p> <p>具体的には、以下のとおり確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。 ・混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去する事が困難であるため、非常用海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認する。また、軸受への浮遊砂の混入に対し、耐摩耗性を有する軸受であることを確認する。 ・基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、海上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び週上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しないことを確認する。また、スクリーン自体が漂流物となる可能性がないか確認する。 	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>【審査ガイド】：規制基準における要求事項等】</p> <p>4.6 津波監視</p> <p>●津波の感知装置の構り反応の機能を熟知し、津波防護施設、浸水防止設備機能を確実に確保するため、津波監視設備を設置すること。</p> </td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>【審査ガイド】：規制基準における要求事項等】</p> <p>4.6 津波監視</p> <p>●津波の感知装置の構り反応の機能を熟知し、津波防護施設、浸水防止設備機能を確実に確保するため、津波監視設備を設置すること。</p> </td></tr> </table>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>【審査ガイド】：規制基準における要求事項等】</p> <p>4.6 津波監視</p> <p>●津波の感知装置の構り反応の機能を熟知し、津波防護施設、浸水防止設備機能を確実に確保するため、津波監視設備を設置すること。</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>【審査ガイド】：規制基準における要求事項等】</p> <p>4.6 津波監視</p> <p>●津波の感知装置の構り反応の機能を熟知し、津波防護施設、浸水防止設備機能を確実に確保するため、津波監視設備を設置すること。</p>	<p>備考</p>
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>① 地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建屋における地震時のドレン系ポンプの停止による地下水の流入等の事象が想定されていること。</p>	<p>柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 面津波設計方針との適合状況</p> <p>① タービン建屋における溢水として、以下a.～c.のとおり浸水量を評価する。</p> <p>a. 地震に起因するタービン建屋内の復水器を設置するエリアに敷設する循環水配管伸縮維手の破損及び低圧循環クラスマ機器の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽及び放水庭から循環水管に流れ込み溢れ、循環水管の損傷箇所を介して、タービン建屋内の復水器が設置するエリアに流入することを想定する。同エリアにおける浸水については、循環水管の伸縮維手の全円周状破損を想定し、漏えいを検知し循環水ポンプが停止するまでの間に生じる溢水量、ポンプ停止から復水器出入口弁が閉止するまでの間に生じる循環水管の損傷箇所からの津波の流入量及び低耐震クラスマ機器の損傷による保有水の溢水量を合算した水量が、同エリアに滞留するものとして浸水位を算出する。</p> <p>b. 地震に起因するタービン建屋内の循環水ポンプを設置するエリアに敷設する循環水配管伸縮維手の破損及び低耐震クラスマ機器の損傷により、保有水が溢水とともに、津波が取水槽及び放水庭から循環水管に流れ込み溢れ、循環水管の損傷箇所を介して、タービン建屋内の循環水ポンプを設置するエリアに流入することを想定する。</p> <p>c. 同エリアにおける浸水については、循環水管の伸縮維手の全円周状破損を想定し、循環水ポンプの電動機が水没するまでポンプの運転が継続するものとして、ポンプが停止するまでの間に生じる溢水量が同エリアに滞留するものとして浸水位を算出する。</p>								
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積・陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対する取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること。 ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 	<p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>の通水性は確保できることを確認し、浮遊砂等の混入に対する非常用海水ポンプは機能保持できる設計であることを確認する。</p> <p>具体的には、以下のとおり確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。 ・混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去する事が困難であるため、非常用海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認する。また、軸受への浮遊砂の混入に対し、耐摩耗性を有する軸受であることを確認する。 ・基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、海上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び週上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しないことを確認する。また、スクリーン自体が漂流物となる可能性がないか確認する。 								
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>【審査ガイド】：規制基準における要求事項等】</p> <p>4.6 津波監視</p> <p>●津波の感知装置の構り反応の機能を熟知し、津波防護施設、浸水防止設備機能を確実に確保するため、津波監視設備を設置すること。</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>【審査ガイド】：規制基準における要求事項等】</p> <p>4.6 津波監視</p> <p>●津波の感知装置の構り反応の機能を熟知し、津波防護施設、浸水防止設備機能を確実に確保するため、津波監視設備を設置すること。</p>								

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 新体制設計方針との適合状況
※取水路と放水路は配管及び復水器を介してつながっており、6号及び7号炉の取水口前面及び放水口前面の水位の高い方から、同エリアにおける浸水についても、タービン補機冷却海水配管の完全回断を想定し、相傷による保有水の溢水量及び相傷箇所からの津波の流入量を合算した水量が同エリアに蓄留するものとして浸水水位を算出する。	

(2) 屋外タンク等の損傷による溢水については、別途実施する「溢水防護水による溢水」に対する基本方針において、地震時の屋外タンクの溢水により建屋周囲は津波等の流入の都度上昇するものとして計算する。また、取水槽及び放水庭の水位が低い場合、流入経路を逆流してタービン建屋外へ流出する可能性があるが、保守的に一度流入したものとはタービン建屋外へ流出しないものとして評価する。

(3) 上記①における機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰返しを考慮し、タービン建屋の溢水水位は津波等の流入の都度上昇するものとして計算する。また、取水槽及び放水庭の水位が低い場合、流入経路を逆流してタービン建屋外へ流出する可能性があるが、保守的に一度流入したものとはタービン建屋外へ流出しないものとして評価する。

(4) 上記①における浸水については、内部溢水等の事象想定も考慮して算定する。

(5) 地下水の流入については、別途実施する「溢水防護水による溢水」に対する基本方針」の影響評価において、地震時の排水ポンプの停止により建屋周囲はなく機能は保持できる。

基準内容	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
(1) 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	【確認状況】 (1) 取水口前面の海底面は T.P. - 6.89m であるのに對し、取水口の底面は T.P. - 0.4m と海底面より、約 0.85m 高い位置に取水口の底面がある。また、取水ピットの底面は取水路の底面から 1.8m 低く T.P. - 7.85m であり、非常用海水ポンプの吸込み下端から取水路底面までは約 1.3m の距離がある。また、取水口の呑口は 8 口からなり、1 口当たりの寸法は 0.36m であり、1 口当たりの寸法は 0.36m であり、砂の堆積によって海水ボンプへの影響はない。 砂移動に関する数値シミュレーションの結果は、取水口前面における砂堆積厚さは水位上昇側及び下降側において 0.36m であり、砂の堆積によって、取水口が閉塞することはない。また、取水ボンプにおける砂堆積厚さは 0.028m である。 これに対して発電所周辺の砂の平均粒径は 0.15mm (底質調査) で、数ミリメートル以上の中砂はごくわずかであることに加えて、粒径数ミリメートル以上の砂は浮遊し難いものであることを踏まえると、大きな粒となる。
(2) 混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去することが困難なため、海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固定しにくい仕様であることを確認する。	(2) 混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去することが困難なため、海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固定しにくい仕様であることを確認する。
(3) 浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスティングすることによって、取水口付近の堆積高さを高めに、また、取水路における堆積砂混入量、堆積量を最大化に算定すること等が考えられる。	(3) 浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスティングすることによって、取水口付近の堆積高さを高めに、また、取水路における堆積砂混入量、堆積量を最大化に算定すること等が考えられる。
(4) 機器・配管等の損傷による溢水量についても、内部溢水等の事象想定も考慮して算定していること。	(4) 上記①における浸水については、内部溢水等の事象想定も考慮して算定する。
(5) 地下水の流入量については、例えば、ドレン系が停止した状態での地下水位を安全側(高め)に設定した上で、当該地下水位まで地下水の	(5) 地下水の流入については、別途実施する「溢水防護水による溢水」に対する基本方針において、地震時の排水ポンプの停止により建屋周囲はなく機能は保持できる。

基準内容	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
(1) 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積について	(1) 取水口前面の海底面は T.P. - 6.89m であるのに對し、取水口の底面は T.P. - 0.4m と海底面より、約 0.85m 高い位置に取水口の底面がある。また、取水ピットの底面は取水路の底面から 1.8m 低く T.P. - 7.85m であり、非常用海水ポンプの吸込み下端から取水路底面までは約 1.3m の距離がある。また、取水口の呑口は 8 口からなり、1 口当たりの寸法は 0.36m であり、砂の堆積によって海水ボンプへの影響はない。 砂移動に関する数値シミュレーションの結果は、取水口前面における砂堆積厚さは水位上昇側及び下降側において 0.36m であり、砂の堆積によって、取水口が閉塞することはない。また、取水ボンプにおける砂堆積厚さは 0.028m である。 これに対して発電所周辺の砂の平均粒径は 0.15mm (底質調査) で、数ミリメートル以上の中砂はごくわずかであることに加えて、粒径数ミリメートル以上の砂は浮遊し難いものであることを踏まえると、大きな粒となる。
(2) 混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去することが困難なため、海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固定しにくい仕様であることを確認する。	(2) 混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去することが困難なため、海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固定しにくい仕様であることを確認する。
(3) 浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスティングすることによって、取水口付近の堆積高さを高めに、また、取水路における堆積砂混入量、堆積量を最大化に算定すること等が考えられる。	(3) 浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスティングすることによって、取水口付近の堆積高さを高めに、また、取水路における堆積砂混入量、堆積量を最大化に算定すること等が考えられる。
(4) 機器・配管等の損傷による溢水量についても、内部溢水等の事象想定も考慮して算定していること。	(4) 上記①における浸水については、内部溢水等の事象想定も考慮して算定する。
(5) 地下水の流入量については、例えば、ドレン系が停止した状態での地下水位を安全側(高め)に設定した上で、当該地下水位まで地下水の	(5) 地下水の流入については、別途実施する「溢水防護水による溢水」に対する基本方針において、地震時の排水ポンプの停止により建屋周囲はなく機能は保持できる。

島根原子力発電所 2号炉	備考
島根原子力発電所 2号炉	

流入を考慮するか、又は対象建屋周辺のドレン系による漏泄ガイド排水量の実績値に対して、外部の支援を期待しない割り当てる計算値を採用する等、安全側の仮定条件で算定していること。	⑥津波及び溢水により浸水を想定する建屋地下部において、施工生じうる建屋間等の隙間部には、止水装置を行い、浸水防護重点範囲への影響を安全側に評価すること。
⑦施設・設備施工上生じうる隙間部等についても留意し、必要に応じて考慮すること。	①津波により溢水を想定する建屋地下部において、施工生じうる建屋間等の隙間部には、止水装置を行い、浸水防護重点範囲への浸水を防止する設計とする。 【別添1 H.2.4(2)】

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況
(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、(3.2.1)の海上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び週上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しない仕様の方針であること、又は閉塞防止措置を施す方針であることを確認する。なお、取水スクリーンについては、異物の混入を防止する効果が期待できるが、津波時には破損して混入防止が機能しないだけではなく、それ自体が漂流物となる可能性があることについて留意する必要がある。	③ 流れ砂はほとんど混入しないと考えられ、砂混入に対して非常用海水ポンプの取水性は保持できる。 ④ 流れ砂はほとんどの漂流する可能性があるものとして、鉄筋コンクリート造建築物のコンクリート壁(コントリート片)、鉄骨造建築物の外装板、フェンス、空調室外機、車両、漂流用の作業台船等があり、取水口に向かう可能性は否定できないが、漂流物の形状及び堆積状況を考慮すると取水口全てを完全に閉塞させることはなく、取水性への影響はない。また、貯留槽内に堆積することは考え難いが、堆積することを想定した場合においても、引き波時の取水性への影響はない。 なお、敷地内の物揚岸壁には停泊する燃料等輸送船は、津波警報等発表時には緊急退避するため、漂流物とはならない。 発電所敷地外で漂流する可能性があるものとして、鉄筋コンクリート造建築物のコンクリート壁(コントリート片)、鉄骨造建築物の外装板、家屋、倉庫、フェンス、タンク、防砂林等があるが、設置位置及び流向を考慮すると取水口へは向かわないため、取水性への影響はない。なお、これら漂流する可能性のあるものが取水口に向かうことを想定した場合においても、すべてのものが取水口前面に到達する可能性は低いと考えられ、漂流物の形状及び堆積状況を考慮すると取水口

島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p>① 施設計画規則(解説)、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(別添1)の対応状況</p> <table border="1"> <tr> <td>適合のための確認事項</td> <td>適合のための確認事項</td> </tr> <tr> <td>c. 主要な構造体の境界部には、想定される荷重及び相対変位を考慮し、止水部等を設置し、止水部位を設ける設計とする。</td> <td>c. 主要な構造体の境界部には、想定される荷重及び相対変位を考慮し、止水部等を設置し、止水部位を設ける設計とする。</td> </tr> <tr> <td>3-3 防波堤の構造変形率(論点3)</td> <td>3-3 防波堤の構造変形率(論点3)</td> </tr> <tr> <td>a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。</td> <td>a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。</td> </tr> <tr> <td>1号取水塔周辺の工事と併せての設計とする。</td> <td>1号取水塔周辺の工事と併せての設計とする。</td> </tr> <tr> <td>a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。</td> <td>a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。</td> </tr> <tr> <td>① 施設組合せ a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における施設組合せは、常時+津波、常時+津波+地震(余震)。</td> <td>① 施設組合せ a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における施設組合せは、常時+津波、常時+津波+地震(余震)。</td> </tr> <tr> <td>・常時荷重+津波荷重 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重</td> <td>・常時荷重+津波荷重 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重</td> </tr> </table> <p>② 設計方針の範囲に加え、入力地震に対する津波防護施設が十分保有され、津波による荷重の合計の見通しを得たため、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に例示する。</p> <p>a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。</p> <p>③ 施設組合せ a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における施設組合せは、常時+津波、常時+津波+地震(余震)。</p>	適合のための確認事項	適合のための確認事項	c. 主要な構造体の境界部には、想定される荷重及び相対変位を考慮し、止水部等を設置し、止水部位を設ける設計とする。	c. 主要な構造体の境界部には、想定される荷重及び相対変位を考慮し、止水部等を設置し、止水部位を設ける設計とする。	3-3 防波堤の構造変形率(論点3)	3-3 防波堤の構造変形率(論点3)	a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。	a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。	1号取水塔周辺の工事と併せての設計とする。	1号取水塔周辺の工事と併せての設計とする。	a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。	a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。	① 施設組合せ a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における施設組合せは、常時+津波、常時+津波+地震(余震)。	① 施設組合せ a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における施設組合せは、常時+津波、常時+津波+地震(余震)。	・常時荷重+津波荷重 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重	・常時荷重+津波荷重 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重	② 設計方針の範囲に加え、入力地震に対する津波防護施設が十分保有され、津波による荷重の合計の見通しを得たため、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に例示する。 <p>a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。</p> <p>③ 施設組合せ a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における施設組合せは、常時+津波、常時+津波+地震(余震)。</p>
適合のための確認事項	適合のための確認事項																
c. 主要な構造体の境界部には、想定される荷重及び相対変位を考慮し、止水部等を設置し、止水部位を設ける設計とする。	c. 主要な構造体の境界部には、想定される荷重及び相対変位を考慮し、止水部等を設置し、止水部位を設ける設計とする。																
3-3 防波堤の構造変形率(論点3)	3-3 防波堤の構造変形率(論点3)																
a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。	a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。																
1号取水塔周辺の工事と併せての設計とする。	1号取水塔周辺の工事と併せての設計とする。																
a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。	a. 1号取水塔周辺から敷地への津波の堆積、既存防護施設の成立ちを確認する。 b. 防護施設の設置が確認された場合の開口部の堆積を確認する。																
① 施設組合せ a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における施設組合せは、常時+津波、常時+津波+地震(余震)。	① 施設組合せ a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における施設組合せは、常時+津波、常時+津波+地震(余震)。																
・常時荷重+津波荷重 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重	・常時荷重+津波荷重 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重																

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017. 12. 20 版)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</td> <td style="padding: 5px;">柏崎刈羽発電所 6号及びCS7号炉 耐津波設計方針との適合状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">損傷し、保有水が施設内に流出する。④建屋外周地下部における地下水位の上昇。地震により地下水を排出するための排水設備（サブドレン）が停止し、建屋周辺の地下水位が上昇する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">以上の各事象について浸水防護重点化範囲への影響を評価した結果、重大な事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋・区画の分類ごとに、以下に示す。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">分類 I-A に内包される設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">分類 I-A の建屋・区画に内包される設備に対する安全剛性に対する影響を評価した結果、浸水量は、設計基準対象施設の津波防護対象に目した溢水伝播運動解析に基づくものであり、浸水防護重点化範囲のうち 5号炉側に配置される「5号炉東側保掌場所」及び「5号炉東側第二保掌場所」は、解析条件とした溢水伝播方向の直線上になく、また解析モデルの範囲外に共通とする。</td> </tr> </table>	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	柏崎刈羽発電所 6号及びCS7号炉 耐津波設計方針との適合状況	損傷し、保有水が施設内に流出する。④建屋外周地下部における地下水位の上昇。地震により地下水を排出するための排水設備（サブドレン）が停止し、建屋周辺の地下水位が上昇する。		以上の各事象について浸水防護重点化範囲への影響を評価した結果、重大な事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋・区画の分類ごとに、以下に示す。		分類 I-A に内包される設備		分類 I-A の建屋・区画に内包される設備に対する安全剛性に対する影響を評価した結果、浸水量は、設計基準対象施設の津波防護対象に目した溢水伝播運動解析に基づくものであり、浸水防護重点化範囲のうち 5号炉側に配置される「5号炉東側保掌場所」及び「5号炉東側第二保掌場所」は、解析条件とした溢水伝播方向の直線上になく、また解析モデルの範囲外に共通とする。		<p>東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</td> <td style="padding: 5px;">東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">分類 I-B の建屋・区画に内包される設備については、浸水防護重点化範囲がいずれも T.M.S.L. + 12m 以上の高さに設定されている。これは、基準津波の週上波による最高水位 (T.M.S.L. + 3m) よりも高所であることから、津波による浸水 (①)、②の事象による浸水 (③の事象) に対するものと共通であり、浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策にも共通の考え方、すなわち当該建屋・区画設置位置の浸水位に対して対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">一方、屋外タンク等による屋外における溢水 (③の事象) に対する安全剛性に対するものと共通であり、浸水量は設計基準対象施設の津波防護対象に目した溢水伝播運動解析に基づくものであり、浸水防護重点化範囲のうち 5号炉側に配置される「5号炉東側保掌場所」及び「5号炉東側第二保掌場所」は、解析条件とした溢水伝播方向の直線上になく、また解析モデルの範囲外に共通とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">発電所前面を通過する定期船による航路はなく、また解析モデルの範囲外に半径 5km 以内に航路はないことから、発電所に対する漂流物とはならない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">なお、取水口に向かう可能性のある漂流物については、基準津波の流速が、津波防護施設及び浸水防止設備に衝突する可能性があるため、最も重量が大きい漂流物が作業台船 (約 44t) となることから、重量 50t の漂流物を衝突荷重において考慮し評価する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">なお、取水口に向かう可能性のある漂流物については、基準津波の流速が、津波防護施設及び浸水防止設備に衝突する可能性があるため、最も重量が大きい漂流物が作業台船 (約 44t) となることから、重量 50t の漂流物を衝突荷重において考慮し評価する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">なお、取水口に向かう可能性のある漂流物については、基準津波の流速が、津波防護施設及び浸水防止設備に衝突する可能性があるため、最も重量が大きい漂流物が作業台船 (約 44t) となることから、重量 50t の漂流物を衝突荷重において考慮し評価する。</td> </tr> </table>	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況	分類 I-B の建屋・区画に内包される設備については、浸水防護重点化範囲がいずれも T.M.S.L. + 12m 以上の高さに設定されている。これは、基準津波の週上波による最高水位 (T.M.S.L. + 3m) よりも高所であることから、津波による浸水 (①)、②の事象による浸水 (③の事象) に対するものと共通であり、浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策にも共通の考え方、すなわち当該建屋・区画設置位置の浸水位に対して対策を実施する。		一方、屋外タンク等による屋外における溢水 (③の事象) に対する安全剛性に対するものと共通であり、浸水量は設計基準対象施設の津波防護対象に目した溢水伝播運動解析に基づくものであり、浸水防護重点化範囲のうち 5号炉側に配置される「5号炉東側保掌場所」及び「5号炉東側第二保掌場所」は、解析条件とした溢水伝播方向の直線上になく、また解析モデルの範囲外に共通とする。		発電所前面を通過する定期船による航路はなく、また解析モデルの範囲外に半径 5km 以内に航路はないことから、発電所に対する漂流物とはならない。		なお、取水口に向かう可能性のある漂流物については、基準津波の流速が、津波防護施設及び浸水防止設備に衝突する可能性があるため、最も重量が大きい漂流物が作業台船 (約 44t) となることから、重量 50t の漂流物を衝突荷重において考慮し評価する。		なお、取水口に向かう可能性のある漂流物については、基準津波の流速が、津波防護施設及び浸水防止設備に衝突する可能性があるため、最も重量が大きい漂流物が作業台船 (約 44t) となることから、重量 50t の漂流物を衝突荷重において考慮し評価する。		なお、取水口に向かう可能性のある漂流物については、基準津波の流速が、津波防護施設及び浸水防止設備に衝突する可能性があるため、最も重量が大きい漂流物が作業台船 (約 44t) となることから、重量 50t の漂流物を衝突荷重において考慮し評価する。		<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">設置許可基準規則／解釈、審査ガイドの要求事項</td> <td style="padding: 5px;">基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容</td> <td style="padding: 5px;">適合のための対応状況</td> <td style="padding: 5px;">適合のための確認事項</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">荷重（風荷重、積荷荷重等）について、設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて適用範囲を考慮する。なお、常時荷重+津波荷重+余震荷重について、防波壁のうち、「海浜防護層から規定される地盤による地盤」が倒壊する部位に対して船体に評価を実施する。ここで、漂流物による荷重により、津波防護機能が維持できない場合には、津波防護施設の一部として漂流物を講じる。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">1号炉取水槽遮蔽工の設計においては、以下のとおり、常時荷重、津波荷重ひる余震荷重を適切に組み合わせて評価を行う。 ・常時荷重+地盤荷重 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重 ・常時荷重+地盤荷重</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">なお、1号炉取水槽遮蔽工の設置位置に漂流物は定められないことから、漂流物衝突荷重は考慮しない。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">②防波壁及び防波施設津波遮蔽層の設計において考慮する荷重は、以下のようには設定する。 常時荷重：自重等を考慮する。 地盤荷重：基礎地盤動S4を考慮する。 i) 余震による荷重として、サイト特性（余震の震源、ハザード）が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。 c) 地盤による基礎地盤に漂浮化が生ずる場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">③荷重の設定 a) 津波による荷重（波圧、衝撃力）の設定に関して、考慮する知識（例えば、国交省の「港湾指針等」及びそれらの適用計画等） i) 余震による荷重として、サイト特性（余震の震源、ハザード）が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。 c) 地盤による基礎地盤に漂浮化が生ずる場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。</td> </tr> </table>	設置許可基準規則／解釈、審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項	荷重（風荷重、積荷荷重等）について、設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて適用範囲を考慮する。なお、常時荷重+津波荷重+余震荷重について、防波壁のうち、「海浜防護層から規定される地盤による地盤」が倒壊する部位に対して船体に評価を実施する。ここで、漂流物による荷重により、津波防護機能が維持できない場合には、津波防護施設の一部として漂流物を講じる。				1号炉取水槽遮蔽工の設計においては、以下のとおり、常時荷重、津波荷重ひる余震荷重を適切に組み合わせて評価を行う。 ・常時荷重+地盤荷重 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重 ・常時荷重+地盤荷重				なお、1号炉取水槽遮蔽工の設置位置に漂流物は定められないことから、漂流物衝突荷重は考慮しない。				②防波壁及び防波施設津波遮蔽層の設計において考慮する荷重は、以下のようには設定する。 常時荷重：自重等を考慮する。 地盤荷重：基礎地盤動S4を考慮する。 i) 余震による荷重として、サイト特性（余震の震源、ハザード）が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。 c) 地盤による基礎地盤に漂浮化が生ずる場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。				③荷重の設定 a) 津波による荷重（波圧、衝撃力）の設定に関して、考慮する知識（例えば、国交省の「港湾指針等」及びそれらの適用計画等） i) 余震による荷重として、サイト特性（余震の震源、ハザード）が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。 c) 地盤による基礎地盤に漂浮化が生ずる場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。				<p>備考</p>
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	柏崎刈羽発電所 6号及びCS7号炉 耐津波設計方針との適合状況																																																		
損傷し、保有水が施設内に流出する。④建屋外周地下部における地下水位の上昇。地震により地下水を排出するための排水設備（サブドレン）が停止し、建屋周辺の地下水位が上昇する。																																																			
以上の各事象について浸水防護重点化範囲への影響を評価した結果、重大な事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋・区画の分類ごとに、以下に示す。																																																			
分類 I-A に内包される設備																																																			
分類 I-A の建屋・区画に内包される設備に対する安全剛性に対する影響を評価した結果、浸水量は、設計基準対象施設の津波防護対象に目した溢水伝播運動解析に基づくものであり、浸水防護重点化範囲のうち 5号炉側に配置される「5号炉東側保掌場所」及び「5号炉東側第二保掌場所」は、解析条件とした溢水伝播方向の直線上になく、また解析モデルの範囲外に共通とする。																																																			
基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況																																																		
分類 I-B の建屋・区画に内包される設備については、浸水防護重点化範囲がいずれも T.M.S.L. + 12m 以上の高さに設定されている。これは、基準津波の週上波による最高水位 (T.M.S.L. + 3m) よりも高所であることから、津波による浸水 (①)、②の事象による浸水 (③の事象) に対するものと共通であり、浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策にも共通の考え方、すなわち当該建屋・区画設置位置の浸水位に対して対策を実施する。																																																			
一方、屋外タンク等による屋外における溢水 (③の事象) に対する安全剛性に対するものと共通であり、浸水量は設計基準対象施設の津波防護対象に目した溢水伝播運動解析に基づくものであり、浸水防護重点化範囲のうち 5号炉側に配置される「5号炉東側保掌場所」及び「5号炉東側第二保掌場所」は、解析条件とした溢水伝播方向の直線上になく、また解析モデルの範囲外に共通とする。																																																			
発電所前面を通過する定期船による航路はなく、また解析モデルの範囲外に半径 5km 以内に航路はないことから、発電所に対する漂流物とはならない。																																																			
なお、取水口に向かう可能性のある漂流物については、基準津波の流速が、津波防護施設及び浸水防止設備に衝突する可能性があるため、最も重量が大きい漂流物が作業台船 (約 44t) となることから、重量 50t の漂流物を衝突荷重において考慮し評価する。																																																			
なお、取水口に向かう可能性のある漂流物については、基準津波の流速が、津波防護施設及び浸水防止設備に衝突する可能性があるため、最も重量が大きい漂流物が作業台船 (約 44t) となることから、重量 50t の漂流物を衝突荷重において考慮し評価する。																																																			
なお、取水口に向かう可能性のある漂流物については、基準津波の流速が、津波防護施設及び浸水防止設備に衝突する可能性があるため、最も重量が大きい漂流物が作業台船 (約 44t) となることから、重量 50t の漂流物を衝突荷重において考慮し評価する。																																																			
設置許可基準規則／解釈、審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項																																																
荷重（風荷重、積荷荷重等）について、設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて適用範囲を考慮する。なお、常時荷重+津波荷重+余震荷重について、防波壁のうち、「海浜防護層から規定される地盤による地盤」が倒壊する部位に対して船体に評価を実施する。ここで、漂流物による荷重により、津波防護機能が維持できない場合には、津波防護施設の一部として漂流物を講じる。																																																			
1号炉取水槽遮蔽工の設計においては、以下のとおり、常時荷重、津波荷重ひる余震荷重を適切に組み合わせて評価を行う。 ・常時荷重+地盤荷重 ・常時荷重+津波荷重+余震荷重 ・常時荷重+地盤荷重																																																			
なお、1号炉取水槽遮蔽工の設置位置に漂流物は定められないことから、漂流物衝突荷重は考慮しない。																																																			
②防波壁及び防波施設津波遮蔽層の設計において考慮する荷重は、以下のようには設定する。 常時荷重：自重等を考慮する。 地盤荷重：基礎地盤動S4を考慮する。 i) 余震による荷重として、サイト特性（余震の震源、ハザード）が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。 c) 地盤による基礎地盤に漂浮化が生ずる場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。																																																			
③荷重の設定 a) 津波による荷重（波圧、衝撃力）の設定に関して、考慮する知識（例えば、国交省の「港湾指針等」及びそれらの適用計画等） i) 余震による荷重として、サイト特性（余震の震源、ハザード）が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。 c) 地盤による基礎地盤に漂浮化が生ずる場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。																																																			

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>分類IIの建屋・区画に内包される設備については、浸水防護重点化範囲と結ぶ直線上には、陸水顔となるタンクとこれらとの浸水防護重点化範囲外には、陸水顔となる建屋類があり、また解説モードの位置に上記の浸水防護重点化範囲に影響を与える水頭がないことから、これらの浸水防護重点化範囲に対する浸水範囲、浸水量の評価も、6号及び7号炉に着目した評価のみであります。これは基準地盤動Ssに対して堤体から溢水が生じることがないように設計されているものであることから溢水頭とならない。よって、津波・構内監視カメラ、取水ビット水位計及び潮位計を基準津波の影響を受けにくく位置に設置する。</p> <p>【別添1 II.3.4(2)】</p> <p>分類IIIに内包される設備</p> <p>分類IIの建屋・区画に内包される設備については、浸水防護重点化範囲である「大潮側高台保管場所」、「浜床側高台保管場所」がいずれも高所のため、津波による浸水は到達しない。また、より高所のT.M.S.L.+45mの位置に溢水池があるが、これは基準地盤動Ssに対して堤体から溢水が生じることないように設計されているものであることから溢水頭とならない。他に周間に浸水防護重点化範囲では存在しない。よって、浸水が生じることはないと想定し、必要な対策を実施する。</p>	<p>4.6 津波監視</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>般地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設置設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合することを確認する。また、設置の概要として、おおよその位置と監視設備の方式等について把握する。</p> <p>4.6 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>4.6 津波監視</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>般地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、及び浸水防止設置設備の機能を確保するために、津波監視設備を設置する。津波・構内監視カメラ、取水ビット水位計及び潮位計を設置する。津波・構内監視カメラは地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波及び漂流物の影響を受けない防潮堤内側の原子炉建屋の屋上及び防潮堤の上部に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。取水ビット水位計は、非常用海水ポンプの取水性を確保するために、基準津波の下降側の取水ビット水位の監視を目的に、津波及び漂流物の影響を受けにくい防潮堤内側の取水ビットに設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計と</p>	<p>設置許可基準規則／解説、審査ガイドの要求事項</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>適合のための対応状況</p> <p>適合のための確認事項</p> <p>検査区域及び航行の不確からざり、不確からざる航行した漂流物として周辺漁場の最大の漁船（総トン数19トントン）を考慮する。また、施設港牌から500m以遠で操業及び航行する渔船（最大・総トン数19トントン）については、漂流物とした場合は、常に500m以遠から津波防護施設に近づかない位置に漂流物として考慮する可能性性を十分に小さくする。津波防護施設全線において安全剛尺（入力津波高さに高瀬ハサードの浴幅を加えた高さ）を用いる。なお、津波活動層から想起される地盤に於ける津波においては、入力津波高さ以下の防護層の部位においても漂流物が衝突するものとして考慮する。</p> <p>審査（1.先通稿、IV.審査機会協議・同解説（平成14年））を参考とした衝突荷重を示すが、その他の形状での適用性について検討し、漂流物衝突荷重・安全剛尺の設定となるよう考慮する。</p> <p>余震荷重：余震による地盤動として弹性設計用地震動S_d-Dを余震荷重として設定する。</p> <p>1号橋本橋路縮小工の設計において考慮する荷重は、以下のようになつて設定する。</p> <p>常時荷重：自重等を考慮する。</p> <p>地震荷重：基準地盤動Ssを考慮する。</p> <p>津波荷重：津波による水位上昇や、津波の繰り返し周期を考慮し、堤体に作用する津波荷重を考慮する。</p> <p>余震荷重：余震による地盤動として弹性設計用地震動S_d-Dを余震荷重として設定する。</p> <p>なお、般地内外には波状化傾斜対象層があるため、波状化の有無を確認する必要がある。このため、有効応力解析により、地盤動の波状化影響の評価を行う。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>・非常用海水冷却系の取水性については、次に示す方針を満足すること。 ・基準津波による水位の低下に対して海水ボンブが機能保持できる設計であること。 ・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計であること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 取水路の特性を考慮した海水ボンブ位置の評価水位が適切に算定されていることを確認する。確認のポイントは以下のとおり。 ① 取水路の特性に応じた手法が用いられていること。(開水路、閉管路の方程式)</p> <p>② 取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応じた摩擦損失が設定されていること。</p> <p>③ 取水口から補機取水槽に至る系をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた摩擦損失を考慮し、計算結果に潮流のばつきの加算や安全側に評価した値を用いる。</p> <p>【要求事項への対応方針】</p> <p>① 基準津波による水位の低下に対して海水ボンブが機能保持できる設計とする。 ・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計とする。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 取水路の特性を考慮した海水ボンブ位置の評価水位を適切に算定している。ポイントは以下のとおり。 ① 基準津波による水位の低下に伴う取水路の特性を考慮した原子炉冷却却海水ボンブ位置の評価水位を適切に算定するため、開水路及び管路において非常管路流の連続式及び運動方程式を用いて管路解析を実施する。 ② 取水口から補機取水槽に至る系をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた摩擦損失を考慮し、計算結果に潮流のばつきの加算や安全側に評価した値を用いる。</p> <p>【別添】 II.2.5(1)</p>	<p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>津波防護施設（防潮堤・防潮扉、放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備及び貯留堰）については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できること。</p> <p>津波防護施設の設計</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮する津波防護機能が十分に保持できること。</p> <p>5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件</p> <p>5.1 津波防護施設の設計</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>(1) 津波防護施設（防潮堤及び防潮扉、放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備及び貯留堰）については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。 なお、後段規制（工事計画認可）においては、施設の寸法、構造、強度及び支持性能（地盤強度、地盤安定性）が要求事項に適合するものであることを確認する。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>津波防護施設（防潮堤及び防潮扉、放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備及び貯留堰）については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できること。</p> <p>津波防護施設の設計</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮する津波防護機能が十分に保持できること。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波防護施設（防潮堤及び防潮扉、放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備及び貯留堰）については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できること。</p> <p>【確認事項】</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認事項</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認事項</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認事項</p> <p>適合のための対応状況</p> <p>適合のための確認事項</p> <p>③ 防波壁及び防波壁路防波壁の津波防護機能に対する機能保持限界として、地盤後、津波後の再使用や、津波通り返し作用を考慮し、当該構造物全体の変形能力に対する十分な余裕を有するよう構成する部材がおおむね弹性内に取まることが基本とする。なお、防波壁通過部前面の止水性能については止水確認試験で確認する。 1号貯水槽路端小工の津波防護機能に対する機能保持限界として、地盤後、津波後の再使用及び津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対する十分な余裕を有するよう、構成する部材がおおむね弹性内に取まることが基本とする。</p>	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況
	が中央制御室に発報され、運転員による手動操作で常用海水ポンプ（循環海水ポンプ、タービン・補機冷却海水ポンプ）を停止させる。停止操作手順の整備と運転員への教育訓練により、確実に常用海水ポンプを停止し、原子炉補機冷却海水系に必要な海水の喪失を確実に防止する。

【別添1 II.2.5(1)】

【重大事故等対処施設に関する解説状況】
 (1) 海水の取水を目的とした重大事故等対処設備としては、常設重大事故等対処設備として原子炉補機冷却海水ポンプ、可搬型重大事故等対処設備として大容量送水泵があり、その各自について、基準津波による水位の低下に対する機能保持できる設計であること及び重大事故等対処設備による冷却水が必要な海水が確保できる設計であることを以下のことより確認している。

a. 原子炉補機冷却海水ポンプ

原子炉補機冷却海水ポンプは、設計基準対象施設の非常用海水冷却系の海水ポンプと同一の設備であり、設計基準対象施設の津波防護の確認状況に示したとおりである。

b. 大容量送水泵

大容量送水泵は、6号及び7号炉共用で計7台（予備2台）を備えている。同設備は水中ポンプを有しており、水中ポンプを取水路内に設置することにより海水を取水する設計としている。定格容量は約15m³/min/台であるとともに、最大同時運転台数（同一の取水路から取水を行う最大台数）が3台であることから、その際の取水量は約45m³/minとなる。また、水中ポンプは、水中ポンプ上面より0.5m以上の水深が確保された状態で海水の取水が可能な仕様としている。

【別添1 II.3.5(1)】

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド
 (なお、機能損傷に至つた場合、補修に、ある程度の期間が必要となることから、地震、津波後の再使用性に着目した許容限界にも留意する必要がある。)

東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況

- ② 荷重の設定
- a) 防潮堤及び防潮扉
- ・當時荷重
 - ・自重等を考慮する。
- ・地震荷重
- 基準地震動 S_d を考慮する。
- ・津波荷重
- 防潮堤前面東側、敷地側面北側、敷地側面南側の津波荷重を考慮する。
- ・余震荷重
- 弹性設計用地震動 $S_d - D_1$ を考慮する。
- ・漂流物衝突荷重
- 漂流物となる可能性のある施設・設備として抽出された作業台船14tが最大となることから、50tの漂流物が衝突することを考慮し、「道路橋示方書（I 共通編・IV 下部構造編）同解説」に基づき設定する。
- b) 放水路ゲート
- ・常時荷重
 - ・自重等を考慮する。
- ・地震荷重
- 基準地震動 S_d を考慮する。

設置許可基準規則／解釈、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
浸水防止機能が十分に保持できるよう設計すること。	屋外排水路逆止弁、除じん機エア防水壁、便水器エア水密扉及びドレン逆止弁における許容限界は、当該構造物全般の受形能力に対して十分な余裕を有するよう、各設備を構成する材料が弹性域内に収まることを基本とする。 また、隔壁や、ポンプ及び配管については、地震荷重に対しては、浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後の浸水性能を考慮し、塑性ひずみが生じる場合であってもその量が小さなレベルに留まることを基本とし、浸水防止機能を保持していくことを確認する。 津波荷重（余震荷重含む）に対しては、浸水防止機能に対する機能保持限界として、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、止水性能の面も踏まえることにより、当該設備全体の变形能力に対して十分な余裕を有するよう、各施設・設備を構成する材料が弹性域内に収まるなどを基本とし、浸水防止機能を保持していることを確認する。なお、止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。	屋外排水路逆止弁、除じん機エア防水壁、便水器エア水密扉及びドレン逆止弁における許容限界は、当該構造物全般の受形能力に対して十分な余裕を有するよう、各設備を構成する材料が弹性域内に収まることを基本とする。 また、隔壁や、ポンプ及び配管については、地震荷重に対しては、浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後の浸水性能を考慮し、塑性ひずみが生じる場合であってもその量が小さなレベルに留まることを基本とし、浸水防止機能を保持していくことを確認する。	(3) 貨通部止水処置については耐圧・漏水試験で確認する。

(3) 浸水防止設備のうち床・壁貫通部の止水対策等、後段見附において仕様（施工方法を含む）の確認を要する設備については、荷重設定と荷重に対する性能確保についての方針を確認する。

(3) 貨通部止水処置については耐圧・漏水試験で確認する。

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4.5.2 津波及び耐津波設計方針による常用海水冷却系の機能保持確認</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価されていること。</p> <p>非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位変動に伴う海底の移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できること。 ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できること。 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、(3.2.1)の週上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。「安全側」な検討とは、浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスタディすることによって、取水口付近の堆積高さを高めに、また、取水路における堆積砂泥入量、堆積量を大きめに算定すること等が考えられる。</p>	<p>4.5.2 津波及び耐津波設計方針による常用海水冷却系の機能保持確認</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積を適切に評価する。</p> <p>非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。</p> <p>基準津波による水位変動に伴う取水口付近の砂の移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対する砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対し、6号及び7号炉の取水口及び取水路の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して原子炉本体冷却海水ボンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 6号及び7号炉の取水口付近の砂の移動・堆積を適切に評価する。</p> <p>基準津波による水位変動に伴う海底の移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物により得られた基礎津波による砂移動・堆積とすると、6号炉が約0.3m、7号炉が約0.6mであり、砂移動・堆積に対して非常用海水冷却系(原子炉本体冷却海水ボンプ)に必要な取水口及び取水路の通水性は確保できる。</p> <p>【別添1 II.2.5(2)】</p>	<p>4.5.2 津波及び耐津波設計方針による常用海水冷却系の機能保持確認</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価されていること。</p> <p>非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位変動に伴う海底の移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できること。 ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できること。 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、(3.2.1)の週上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。「安全側」な検討とは、浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスタディすることによって、取水口付近の堆積高さを高めに、また、取水路における堆積砂泥入量、堆積量を大きめに算定すること等が考えられる。</p> <p>c) 構内排水路逆流防止設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時荷重 ・自重等を考慮する。 ・地震荷重 ・津波荷重 ・余震荷重 <p>4.5.2 津波及び耐津波設計方針による常用海水冷却系の機能保持確認</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価されていること。</p> <p>非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位変動に伴う海底の移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できること。 ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できること。 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、(3.2.1)の週上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。「安全側」な検討とは、浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスタディすることによって、取水口付近の堆積高さを高めに、また、取水路における堆積砂泥入量、堆積量を大きめに算定すること等が考えられる。</p>	<p>4.5.2 津波及び耐津波設計方針による常用海水冷却系の機能保持確認</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価される。</p> <p>非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位変動に伴う海底の移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対する砂移動・堆積とすると、6号炉が約0.3m、7号炉が約0.6mであり、砂移動・堆積に対して非常用海水冷却系(原子炉本体冷却海水ボンプ)に必要な取水口及び取水路の通水性は確保できる。 <p>【別添1 II.2.5(2)】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(2) 淹入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去することが困難なため、海水ポンプそのもののが運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認する。</p> <p>柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>(2) 発電所港湾内上部の航行分野を分析した結果、平均船幅は約0.27mmである。原子炉補機冷却海水ポンプで取水した浮遊砂を含む多くの海水は、揚水管内側流路を通過するが、一部の海水はボンブ軸受の潤滑水として軸受滑動面に流入する構造である。主軸外径と軸受内径の差である滑動面隙間(6号炉:約1.2mm(許容最大), 7号炉:約1.5mm(許容最小))に対し、これより粒径の小さい砂分が混入した場合は海水とともに滑動面を通過するが、または主軸の回転によって異物逃がしづら(6号炉:約4.5mm, 7号炉:約7.0mm)に導かれて連続排出される。一方、滑動面隙間により粒径が大きい2.0mm以上の部分は、浮遊しがたいものであることに加え、港湾内土砂の約0.8%と極端に大きいことから、滑動面の隙間から混入することは考えにくいかが、万が一、滑動面に混入したとしても回転軸の微小なずれから軸受滑動面や異物逃がしづらに導かれて粉砂もしくは排砂機能により滑動面を伝つて異物逃がしづらが開塞することによるボンブ軸固着への影響はない。</p> <p>また、原子炉補機冷却海水ポンプの揚水管内側流路を通過し、原子炉補機冷却海水系に混入した微小の浮遊砂は、6号及び7号炉とも原子炉補機海水系ストレーナーを通過し、原子炉補機冷却海水系熱交換器を経て補機吸水室へ排出される。</p> <p>原子炉補機海水系ストレーナ内部にはベンチアート式のエレメント(6号炉:穴径8mm, ピッチ11mm, 7号炉:穴径7mm, ピッチ10mm×18mm)が設けられており、当該穴径以上の大さきの異物をエレメントにより捕捉することにより、ストレーナー以降にある原子炉補機冷却海水系熱交換器伝熱管に影響を与える異物の混入を防止している。</p> <p>一方で、当該穴径以下の大きさの微小砂はストレーナーを通過する可能性があるが、ストレーナー以降の最小水流幅(原子炉補機冷却海水系熱交換器伝熱管内径)は、6号炉で約23mm、7号炉で約16mmであり、エレメントの穴径に対し十分大きいことから開塞の可能性はないものと考えられ、原子炉補機冷却海水系の機能は維持可能である。 【別添1 H.2.5(2)】</p>	<p>東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>d) 貯留堰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時荷重 ・地震荷重 ・自重等を考慮する。 <p>基準地震動 S_d を考慮する。</p> <p>・津波荷重</p> <p>防潮堤前面(敷地前面東側)における入力津波高さ T.P. + 19.2mに、参照する裕度 + 0.65mを含めても、十分な裕度のある津波荷重水位 T.P. + 20.0mを考慮することを考慮し、「道路橋示方書(Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編)・同解説」に基づき設定する。</p> <p>③ 許容限界</p> <p>津波防護に対する機能限界保持として、地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、止</p>	<p>適合たための対応状況</p> <p>適合たための確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要求事項</th> <th>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IP66(あらひある方向からのノブルによる強力なジェット噴流による影響を及ぼさない)に適合する設計とする。以下のように、常水槽水位計の設計においては、以下のように、常時荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。</td> <td>能IP66(あらひある方向からのノブルによる強力なジェット噴流による影響を及ぼさない)に適合する設計とする。以下のように、常水槽水位計の設計においては、以下のように、常時荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。</td> </tr> <tr> <td>・常時荷重</td> <td>・常時荷重</td> </tr> <tr> <td>常時荷重・津波荷重</td> <td>常時荷重・津波荷重</td> </tr> <tr> <td>常時荷重、津波荷重 + 余震荷重</td> <td>常時荷重、津波荷重 + 余震荷重</td> </tr> <tr> <td>なお、貯水槽水位計は、貯水槽に設置するものであり、取水口、貯水路への漂流物が想定されないと、津波荷重による荷重は考慮しない。</td> <td>なお、貯水槽水位計は、貯水槽に設置するものであり、取水口、貯水路への漂流物が想定されないと、津波荷重による荷重は考慮しない。</td> </tr> <tr> <td>・固定荷重、自重等を考慮する。</td> <td>・固定荷重、自重等を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>津波荷重・津波のばらつきを考慮した貯水槽における入力津波高さ El. + 10.6mに、参考する裕度である+0.6mを含めて、保守的な値である津波荷重水位 El. + 11.2m(許容津波高さ)を考慮する。</td> <td>津波荷重・津波のばらつきを考慮した貯水槽における入力津波高さ El. + 10.6mに、参考する裕度である+0.6mを含めて、保守的な値である津波荷重水位 El. + 11.2m(許容津波高さ)を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>余震荷重</td> <td>余震荷重による地盤動として弹性設計用地盤動 S_d-D を余震荷重として設定する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容	IP66(あらひある方向からのノブルによる強力なジェット噴流による影響を及ぼさない)に適合する設計とする。以下のように、常水槽水位計の設計においては、以下のように、常時荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。	能IP66(あらひある方向からのノブルによる強力なジェット噴流による影響を及ぼさない)に適合する設計とする。以下のように、常水槽水位計の設計においては、以下のように、常時荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。	・常時荷重	・常時荷重	常時荷重・津波荷重	常時荷重・津波荷重	常時荷重、津波荷重 + 余震荷重	常時荷重、津波荷重 + 余震荷重	なお、貯水槽水位計は、貯水槽に設置するものであり、取水口、貯水路への漂流物が想定されないと、津波荷重による荷重は考慮しない。	なお、貯水槽水位計は、貯水槽に設置するものであり、取水口、貯水路への漂流物が想定されないと、津波荷重による荷重は考慮しない。	・固定荷重、自重等を考慮する。	・固定荷重、自重等を考慮する。	津波荷重・津波のばらつきを考慮した貯水槽における入力津波高さ El. + 10.6mに、参考する裕度である+0.6mを含めて、保守的な値である津波荷重水位 El. + 11.2m(許容津波高さ)を考慮する。	津波荷重・津波のばらつきを考慮した貯水槽における入力津波高さ El. + 10.6mに、参考する裕度である+0.6mを含めて、保守的な値である津波荷重水位 El. + 11.2m(許容津波高さ)を考慮する。	余震荷重	余震荷重による地盤動として弹性設計用地盤動 S_d-D を余震荷重として設定する。	
設備許可基準規則／解説、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの確認内容																				
IP66(あらひある方向からのノブルによる強力なジェット噴流による影響を及ぼさない)に適合する設計とする。以下のように、常水槽水位計の設計においては、以下のように、常時荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。	能IP66(あらひある方向からのノブルによる強力なジェット噴流による影響を及ぼさない)に適合する設計とする。以下のように、常水槽水位計の設計においては、以下のように、常時荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。																				
・常時荷重	・常時荷重																				
常時荷重・津波荷重	常時荷重・津波荷重																				
常時荷重、津波荷重 + 余震荷重	常時荷重、津波荷重 + 余震荷重																				
なお、貯水槽水位計は、貯水槽に設置するものであり、取水口、貯水路への漂流物が想定されないと、津波荷重による荷重は考慮しない。	なお、貯水槽水位計は、貯水槽に設置するものであり、取水口、貯水路への漂流物が想定されないと、津波荷重による荷重は考慮しない。																				
・固定荷重、自重等を考慮する。	・固定荷重、自重等を考慮する。																				
津波荷重・津波のばらつきを考慮した貯水槽における入力津波高さ El. + 10.6mに、参考する裕度である+0.6mを含めて、保守的な値である津波荷重水位 El. + 11.2m(許容津波高さ)を考慮する。	津波荷重・津波のばらつきを考慮した貯水槽における入力津波高さ El. + 10.6mに、参考する裕度である+0.6mを含めて、保守的な値である津波荷重水位 El. + 11.2m(許容津波高さ)を考慮する。																				
余震荷重	余震荷重による地盤動として弹性設計用地盤動 S_d-D を余震荷重として設定する。																				

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>相模刈羽発電所6号及び7号炉の取水口に到達することはない。 発電所構外で漂流し、6号及び7号炉の取水口に到達する可能性のあるものとして、発電所近傍で航行不能になつた漁船等が擱滞するが、6号及び7号炉の取水口は十分な通水面積を有していることから、取水性への影響はない。なお、6号及び7号炉の取水口に到達する可能性があるものうち、最も重量が大きい作業船を海水貯留槽に対する衝突荷重として考慮する。</p> <p>定期航路があるが、半径5km以内の敷地前面海城がないことから発電所に対する漂流物とならない。他に発電所近傍を通過する船舶としては海上保安庁の巡視艇があるが、この衝突に対しては完全性が保障されているものではない。しかししながら、地震あるいは漂流物の衝突により除塵装置が破損し、变形あるいは分離・脱落した場合でも、除塵装置は本来、通水を前提とした設備であり、主たる構成要素であるハスケットが隙間の多い構造であることから、取水路を開塞させることはない。また、分離・脱落した構成部材が非常用海水冷却系のポンプ等の機器に影響を与える可能性について、6号及び7号炉では除塵装置と補機取水槽との間に約150mの距離があることから、構成部材は補機取水槽に到達する前に沈降し、ポンプ等の機器に影響を与えることはない。</p> <p>【重大事故対処施設に関する確認状況】 (1) 海水の取水を目的とした重大事故等対処設備である、常設重大事故</p> <p>【別添1 H.2.5(2)】</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>寸法、構造、強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>(2) 浸水防止設備のうち水密扉等、後段規制において强度の確認をする設備については、設計方針の確認に加え、入力津波に対する浸水防止機能が十分保持できる性能確保設計がなされることが見通しを得るために、津波防護施設と同様に、荷重組合せ、荷重の設定と荷重に対する性能確保についての方針を確認する。</p> <p>(3) 浸水防止設備のうち床・壁貫通部の止水対策等、後段規制において仕様（施工方法を含む）の確認をするする設備については、荷重の設定と荷重に対する性能確保についての方針を確認する。</p> <p>a . 荷重の組合せ 常時荷重、津波荷重及び地震荷重を適切に組合せること。</p> <p>b . 荷重の設定 常時荷重 自重等を考慮する。</p> <p>c . 地震荷重 基準地震動 $S_a - D_1$ を考慮する。 各設備の荷重水位を考慮する。</p> <p>d . 余震荷重 弹性設計用地震動 $S_a - D_1$ を考慮する。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>寸法、構造、強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>(2) 浸水防止設備のうち水密扉等、後段規制において强度の確認をする設備については、設計方針の確認に加え、入力津波に対する浸水防止機能が十分保持できる性能確保設計がなされることが見通しを得るために、津波防護施設と同様に、荷重組合せ、荷重の設定と荷重に対する性能確保についての方針を確認する。</p> <p>(3) 浸水防止設備のうち床・壁貫通部の止水対策等、後段規制において仕様（施工方法を含む）の確認をするする設備については、荷重の設定と荷重に対する性能確保についての方針を確認する。</p> <p>a . 荷重の組合せ 常時荷重、津波荷重及び地震荷重を適切に組合せること。</p> <p>b . 荷重の設定 常時荷重 自重等を考慮する。</p> <p>c . 地震荷重 基準地震動 $S_a - D_1$ を考慮する。 各設備の荷重水位を考慮する。</p> <p>d . 余震荷重 弹性設計用地震動 $S_a - D_1$ を考慮する。</p>	<p>備考</p>
---	---	---	-----------

基剤津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

等対象設備の原子炉補機冷却海水ポンプ及び可搬型重大事故対応設備の大容量淡水車はともに、設計基準対象施設の非常用海水冷却系と同じ、6号及び7号炉の取水口・貯水器から取水する。このため、貯水口及び取水路の通水性の確保に関する評価は、設計基準対象施設の津波防護の評価に包含される。

一方、津波破砕の浸入に対する海水ポンプの機能保持できる設計であることについては、原子炉補機冷却海水ポンプ及び大容量淡水車の各々について、以下のとおり確認している。

a. 原子炉補機冷却海水ポンプ
原子炉補機冷却海水ポンプは、設計基準対象施設の非常用海水冷却系の海水ポンプと同一の設備であり、施設内容は設計基準対象施設の津波防護の確認状況で示したとおりである。

b. 大容量淡水車
水位変動に伴う浮遊物の平均濃度は、 1.0×10^{-3} wt%以下、平均粒径は0.27mmであり、大容量淡水車及び水中ポンプが取水する浮遊物量はごく微量である。一方で、同設備は、一般的に災害時に海水を取水するために用いられる設備であり、取水への砂混入により機能を喪失することはない。

【別添1 II 3.5(2)】

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況

c. 許容限界

津波防護に対する機能限界保持として、地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、止水性能の面も踏まえることにより、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、取水への砂混入に対しても弾性状態に収まるることを基本として、浸水防止機能を保持することを確認する。

5.3 津波監視設備の設計

【規制基準における要求事項等】

津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対する、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。

【確認内容】

(1)(3.2.1)の測上解析結果に基づき、津波の影響を受けにくい位置、及び津波影響を受けにくい建屋・区画・匡い等の内部に設置されることを確認する。

(2)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。
なお、後段規制（工事計画認可）においては、設備の位置、構造（耐水性を含む）、地震荷重・風荷重との組合せを考慮した強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。

設置許可基準規則／解説、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための確認事項	適合のための確認事項
		防波壁の設計に用いる津波荷重については、入力津波から得られる荷重に対して、不確かな点については、入力津波による過剰の水位が高いため、防波壁の構造設計に当たっては、津波荷重、荷重の組合せ、許容限界を設定する。また、金属性を有する構造物を設定する。そのうえで、常時荷重、地震荷重を設定する。	防波壁の構造設計に当たっては、入力津波による過剰の水位が高いため、防波壁の構造設計に当たっては、津波荷重、荷重の組合せ、許容限界を適用する必要がある。

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件</p> <p>5.1 津波防護施設の設計</p> <p>【要制基準における要求事項等】 (工事計画認可)においては、その構造に応じ、波力による侵食及び洗刷に對する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 海水貯留槽の設計においては、基準地震動による地震力及び入力津波に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。また、その構造に応じ、波力による侵食及び洗刷に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>(2) 以下の項目について、設定の考え方を示す。</p> <p>① 荷重組合せ</p> <p>海水貯留槽は取水口前面の海中に設置するものであることから、設計においてはその設置状況を考慮し、以下に示す常時荷重、地震荷重、津波荷重、漂流物衝突荷重及び余震荷重の組合せを考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 常時荷重+津波荷重 ② 常時荷重+地盤荷重 ③ 常時荷重+津波荷重+漂流物衝突荷重 ④ 常時荷重+津波荷重+地震荷重 <p>なお、海水貯留槽は、水中に設置することから、その他自然現象の影響が及ぼないため、その他の自然現象による荷重との組合せは考慮しない。</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針(津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮)を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重(浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等)について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定すること。 サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討すること。 余震発生の可能性に応じて、余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること。 入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの影響による荷重との組合せを考慮すること。 入力津波が有する数値計算上の不確かさ b) 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重に影響について検討すること。 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることを確認する。以下に具体的な方針を例示する。</p> <p>① 津波荷重の設定</p> <p>津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入力津波の数値計算上の不確かさ 各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさ 	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>基準津波及び耐津波設計方針との適合状況</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針を満足していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重(浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等)について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。 サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討する。 余震発生の可能性に応じて、余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。 入力津波の繰り返しの影響による荷重との組合せを考慮する。 入力津波が有する数値計算上の不確かさ b) 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重に影響について検討すること。 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮及び津波の繰り返し作用の考慮について、以下に示す。</p> <p>① 津波荷重の設定</p> <p>津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入力津波による波力及び漂流物の衝突力に対して十分耐える構造として設計する。また、上記漂流物のうち漁船については、漁業区域及び航行の不能かねがれ、不確実性を考慮した際漂泊港の最大の漁船(総トン数19トン)を考慮する。 なお、施設運営から500m以遠で操業及び航行する漁船(総トン数19.5t)についても漂流物との組合せを考慮する。 漂流物となった場合は、津波の漂流物が発表され、搬送作業等を中断し、障害物に対する避難行動を実施する可能性は十分といいますが、仮に500m以遠から津波防護施設に衝突する漂流物としまして考慮する。 また、燃料等輸送船等の荷揚場に停泊する船舶について、漂流物等が発表され、搬送作業自らの輸送作業を中断させるとともに、緊急離岸する場合は、運送状況に応じる情報連絡を各ドクターホール等を密接にし、緊急離岸を実施することにより、漂流物にならない。 なお、緊急離岸できない場合には、荷揚場に係留することから、漂流物によつて荷揚場に係留された津波防護施設の一部として漂流物が保持され、対策工を講じる。また、輪谷湾の荷揚場には、貯水口に到達する可能性が否定できないことから、保留在固定する係船柱及び係船索を漂流防止装置として設計する。 	<p>備考</p>
--	--	---	-----------

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況
②荷重の設定	②荷重の設定 海水浴留壁の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。 i) 常時荷重：自重等を考慮する。 ii) 地震荷重：基準地震動 S_a を考慮する。 iii) 津波荷重：津波による水位低下や、津波の繰り返し襲来を想定し、転倒に対する津波荷重が設定される。 iv) 漂流物衝突荷重：対象とする漂流物流を一定量し、漂流物の衝突力を考慮する。 v) 余震荷重：余震による地盤動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地盤動として弹性設計用地震動 S_d を適用し、これによる荷重を余震荷重として設定する。
③許容限界	③許容限界 海水浴留壁に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、津波防護機能を保持すること。（なお、機能損傷に至った場合、補修による期間が必要となることから、地震、津波後の再使用性に着目した許容限界にも留意する必要がある。）
④津波防護機能に対する機能保持限界とし、当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、津波防護機能を保持すること。（なお、機能損傷が発生する場合、防潮堤基礎杭に作用する側面流動力等の可能性を考慮すること。）	④津波の繰り返し作用を想定し、止水性の面で踏まることにより、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材がなおむね弾性域内に収まることを基本とする。 【別添1 II.4.1】

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	東海第二発電所 (2018.9.12版)
の算定過程に介在する不確かさ 上記b)の不確かさの考慮に当たっては、例えば抽出した不確かさの要因によるバラメータスティ等により、荷重設置に考慮する余裕の程度を検討する方針であること。 ②余震荷重の考慮については、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）について、そのハザードを評価するとともに、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯において発生する余震レベルを検討する方針であること。また、当該余震レベルによる地震荷重と基準津波による荷重は、これらの発生確率の推定に幅があることを考慮して安全側に組み合わせる方針であること。 ③津波の繰り返し作用の考慮については、各施設・設備の入力津波に対する許容限界が当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有しつつ、かつ津波防護機能・浸水防止機能を保持するとして設定されていれば、津波の繰り返し作用による直接的な影響は無いものとみなせるが、漏水、二次的影響（砂移動、漂流物等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討方針であること。	東海第二発電所 耐津波設計方針との適合状況 ①津波の繰り返し作用の考慮 津波の繰り返し作用については、漏水、二次的影響（砂移動等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づき、安全性を有する検討をしている。具体的には、以下のとおりである。 ・基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積について 津波の繰り返し作用の影響については、漏水、二次的影響（砂移動等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づき、安全性を有する検討をしている。 ・基準津波に伴う取水口付近を含む敷地前面及び敷地近傍の寄せ波及び引き波の方向を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、取水口の閉塞するような漂流物は発生しないことを確認している。

島根原子力発電所 2号炉	適合のための確認事項
設置許可基準規則／規範、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容 適合のための確認状況

備考	
----	--

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)</p> <p>5.2 浸水防止設備の設計</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水防止設備について、浸水想定範囲における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮するよう設計すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制(工事計画認可)においては、設備の寸法、構造、強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 浸水防止設備については、基礎地盤による地盤力に対する耐性等を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>【別添1 II. 4.2】</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.12版)</p> <p>5.2 浸水防止設備設計方針との適合状況</p> <p>【要件事項への対応方針】</p> <p>浸水防止設備（取水槽閉止板、水密扉、止水ハッチ、ダクト閉止板、浸水防止ダクト、床ドレンライン浸水防止治具及び通部止水処置）について、基礎地盤による地盤力に対する耐性等を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 浸水防止設備については、基礎地盤による地盤力に対する耐性等を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>【別添1 II. 4.2】</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</p> <p>【規制基準における波及的影響の検討</p> <p>津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。</p> <p>上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、津波防護施設である防潮堤、防潮扉、放水路ゲート及び貯留堰に波及的影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 漂流物による波及的影響の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p> <p>(2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、以下の例のような具体的な方針を確認する。</p> <p>① 敷地周辺の海上解析結果等を踏まえて、敷地周辺の陸域の建物・構築物及び海域の設置物等を網羅的に調査した上で、敷地への津波の襲来経路及び海上経路並びに津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において発生する可能性のある漂流物を特定する方針であること。なお、漂流物の特定に当たっては、地盤による損傷が漂流物の発生可能性を高めること</p> <p>5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</p> <p>【規制基準における波及的影響の検討</p> <p>津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。</p> <p>上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、津波防護施設である防潮堤、防潮扉、放水路ゲート及び貯留堰に波及的影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>基準津波による海上域を考慮した場合の漂流物による波及的影響を考慮すべき津波防護施設、浸水防止設備としては、津波防護施設として位置付けて設計を行う防潮堤、防潮扉、放水路ゲート及び貯留堰が挙げられる。</p> <p>① 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認のうち、基準津波に伴う取水口附近の漂流物の漁船（排水トン数15t）による漂流物荷重を算定した上で、常時荷重、津波荷重、余震荷重及び自然現象による荷重との組合せを適切に考慮し、防潮堤及び防潮扉の津波防護機能、貯留堰の貯留堰の津波防護機能を及ぼさないことを確認する。</p>	<p>備考</p>
---	--	---	-----------

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>(2) 浸水防止設備のうち水密扉等、後段規制において強度の確認をする 設備については、設計方針の確認に加え、入力津波に対して浸水防止機能が十分保持できる設計がなされたため、津波防護施設と同様の見通しを得るために、津波荷重及び許容限界(当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有し、かつ浸水対策等、後段規制において仕様(施工方法を含む)の確認を要する設備については、荷重の設定と荷重に対する性能確保についての方針を確認する)。</p> <p>(3) 浸水防止設備のうち床・壁貫通部の止水対策等、後段規制においての考え方を確認する。 具体的には余震に対する性能確保についての方針を確認する。</p> <p>(2), (3) 以下に浸水防止設備についての荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界について考え方を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷重組合せ ・常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。 <p>(①) 常時荷重+地震荷重</p> <p>(②) 常時荷重+津波荷重</p> <p>(③) 常時荷重+津波荷重+余震荷重</p> <p>・荷重の設定</p> <p>i) 常時荷重：各設備に當時作用している荷重（自重等）を考慮する。 ii) 地震荷重：基準地震動 Ss を考慮する。 iii) 津波荷重：余震による地盤動について検討、余震荷重を設定する。 iv) 余震荷重：余震による地盤動について検討、余震荷重を設定する。 具体的には余震による地盤動として弾性設計用地震動 Sa を適用する。</p> <p>・許容限界</p> <p>浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再起用性や津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弹性域内に収まるようを確認する。なお、止水性能については軽圧止水装置で確認する。貫通部止水処置については、地震後、津波後の再使用性や津波の繰り返し作用を想定し、止水性能の維持を考慮して、貫通部止水装置が健全性を維持することを確認する。</p> <p>【別添1 II. 4.2】</p> <p>【重大事故等対処施設に関する確認状況】</p> <p>様な方法により機能を維持することから、浸水防止設備の設計の考え方及び対応は同様となる。</p>	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>を考慮する方針であること。</p> <p>②漂流防止装置、影響防護装置は、津波による波力、漂流物の衝突による荷重との組合せを適切に考慮して設計する方針であること。</p> <p>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設備の効果を期待する場合、津波影響軽減施設・設備は、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計すること。</p> <p>津波影響軽減施設・設備は、次に示す事項を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震が津波影響軽減機能に及ぼす影響 ・漂流物による波及的影響 ・機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕を考慮した設計 ・余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ ・津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響 <p>【確認内容】</p> <p>(1)津波影響軽減施設・設備の効果が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>相崎刈羽発電所6号及び7号炉 津波設計方針との適合状況</p> <p>5.3 津波監視設備の設計</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波監視設備については、津波の影響(波力、漂流物の衝突等)に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持されること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) (3.2.1) の海上解析結果に基づき、津波影響を受けにくいため、及び津波影響を受けにくいため、津波の影響を受けることを確認する。</p> <p>(2) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制工事計画認可においては、設備の位置、構造(耐水性を含む)、地盤荷重・風荷重との組合せを考慮した強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>【津波監視設備の設計】</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波監視設備について、津波の影響(波力、漂流物の衝突等)に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持すること。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波監視設備としては、津波監視カメラと取水槽水位計を設置する。津波監視カメラは、7号原子炉建屋屋上に設置された主排気筒のT.M.S.L.+7.6mの位置に設置するため、津波の影響を受けることはない。一方、取水槽の上部床面(タービン建屋海水熱交換器区域地下1階床面)に設置するが、当該設置エリア(原子炉建機冷却海水ポンプエリア)は外郭防護と内部防護により浸水の防止及び津波による影響からの隔離を図っている。このため、取水槽水位計についても津波の影響を受けることはない。</p> <p>【別添1 II-4.3】</p> <p>(2) 津波監視設備の設計においては以下のとおり、常時荷重及び地震荷重に加えて、その他自然現象等による荷重との組合せを適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波監視カメラ ① 常時荷重+地盤荷重+風荷重+積雪荷重 ② 常時荷重+地盤荷重+風荷重+降下火球荷重+積雪荷重 ③ 常時荷重+津波荷重+余震荷重 <p>① 取水槽水位計</p> <p>② 常時荷重+地盤荷重</p> <p>③ 常時荷重+津波荷重+余震荷重</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>柏崎刈羽発電所 6号炉及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>i) 常時荷重：各設備に常に作用している荷重（自重等）を考慮する。 ii) 地震荷重：基準地震動 S_s を考慮する。 iii) 津波荷重：入力津波による各設備への影響を考慮する。 iv) 余震荷重：余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には余震による地震動として弹性設計用地盤動 S_d を適用する。 v) その他自然現象による荷重（積雪荷重、降下火碎物荷重及び風荷重）：第6条 外部からの衝撃による損傷の防止」に従い、積雪荷重及び降下火碎物荷重を考慮する。 また、「設置許可審査ガイド」に従い、風荷重を考量する。 ここで、風荷重としては、基礎風速を適用することとし、巻に付いては発生頻度が小さいことから、他の自然現象による荷重との組合せの観点では考慮せず、巻に対する評価は「第六条 外部からの衝撃による損傷の防止」において説明する。</p> <p>【別添1 II.4.3】</p> <p>【重大事故等対処施設について】</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備は、設計基準対象施設と同様の方法により機能を維持することから、津波監視設備の設計の考え方及び対応は同様となる。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び衝撃波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項</p> <p>5.4.1 衝撃防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項</p> <p>【現制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備等の設計及び漂流物に係る措置に当たつては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設・設備等の機能損傷モードに対する荷重（浸水高、波力・波压、洗掘力、浮力等）について、人力津波から十分な余裕を考慮して設定すること。 サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討すること。 余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること。 人力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討すること。 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれについて、要求事項に適合する方針であることを確認する。以下に具体的な方針を例示する。</p> <p>① 津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 人力津波が有する数値計算上の不確かさ 各施設・設備等の機能損傷モードに対する荷重の算定過程における不確かさ <p>上記 b) の不確かさの考慮に当たつては、例えば抽出した不確かさの要因によるバラメータスケーリング等により、荷重設置に考慮する余裕の程度を検討する方針であること。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮及び津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについては、以下のとおりとしている。</p> <p>① 津波荷重の設定について、以下の不確かさを考慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 人力津波が有する数値計算上の不確かさ 各施設・設備等の機能損傷モードに対する荷重の算定過程における不確かさ 			

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>② 余震荷重の考慮については、基準津波の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）について、そのハザードを評価するとともに、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生じること。また、当該余震レベルによる余震レベルを検討する方針であること。これらは、これらの発生確率の推定による地震荷重と基準津波による荷重は、これらは、これらの発生確率の推定による荷重と組み合わせる方針であること。</p> <p>③ 津波の繰り返し作用の考慮については、各施設・設備の入力津波に対する許容限界が当該構造物全体の变形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、かつ津波防護機能・浸水防止機能を保持するとして設定されれば、津波の繰り返し作用による直接受ける影響は無いものとみなせるが、津水、二次的影響（砂移動、漂流物等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの頻度を考慮している。</p> <p>・基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、基準津波に伴う砂移動の数値シミュレーションにおいて、津波の繰り返しの頻度を考慮している。</p> <p>・基準津波に伴う取水口付近を含む敷地前面及び敷地近傍の寄せ坡及び引き波の方向を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、取水口を開塞するような漂流物は発生しないことを確認している。 【別添1 II.4.4(1)】</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</p> <p>【現制基準における要求事項等】</p> <p>漂流物による波及的影響の検討方針に係る審査ガイド</p> <p>5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討する。上記の検討の結果、漂流物の可能性、漂流物の可能性がある場合には、津波防護堤等の津波防護施設、浸水防止設備及び津波防護施設または津波防護施設・設備への影響防止措置を及ぼさないよう、漂流防止装置または津波防護施設・設備への影響防止措置を及ぼさないよう、漂流防止装置を施すこと。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) (2) 6号及び7号炉では、基準津波による週上域を考慮した場合に漂流物による波及的影響を考慮すべき津波防護施設、浸水防止設備として位置付けた設計を行った。海水貯留槽が挙げられる。海水貯留槽の設計においては、抽出した海水貯留槽に衝突する可能性のある漂流物の衝突重量を考慮し、海水貯留槽の海水貯留機能に波及的影響が及ばないことを確認する。</p> <p>【別添1 II-4.4(2)】</p> <p>(1) 漂流物による波及的影響の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p> <p>(2) 設計方針の確認に加え、人為津波に対する津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るために、以下の例のような具体的な方針を確認する。</p> <p>① 地域周辺の週上解説結果等を踏まえて、敷地周辺の施設の建物・構築物及び海底の設置物等を総合的に調査した上で、敷地への津波の襲来経路及び週上経路並びに津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において発生する可能性のある漂流物を特定する方針であること。</p> <p>なお、漂流物の特定に当たっては、地震による損傷が漂流物の発生可能性を高めることを考慮する方針であること。</p> <p>② 漂流防止装置、影響防止装置は、津波による波力、漂流物の衝突による荷重との組合せを適切に考慮して設計する方針であること。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る総括ガイド</p> <p>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</p> <p>【基制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設備の効果を期待する場合、津波影響軽減施設・設備は、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計すること。</p> <p>津波影響軽減施設・設備は、次に示す事項を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤が津波影響軽減機能に及ぼす影響 ・漂流物による波及的影響 ・機能損傷モードに対する十分な余裕を考慮した設定 ・津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 津波影響軽減施設・設備の効果に期待する場合における当該施設・設備の検討方針、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p>	<p>柏崎刈羽発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針との適合状況</p> <p>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</p> <p>柏崎刈羽発電所6号及び7号炉の耐津波設計として、津波影響軽減施設・設備の設置は要しない。</p> <p>【重大事故等対処施設について】</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護設備も設計基準対象施設と同様に、津波影響軽減施設・設備の設置は要しない。</p>		